

平成29年第5回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成29年12月5日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月5日午前9時8分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 住 民 生 活 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 総 務 防 災 課 主 幹 総 務 防 災 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 山 口 繁 雄 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 松 村 嘉 容 島 野 千 洋 北 樋 口 政 弘 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 岡 田 康 裕
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 和 田 里 絵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 2 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ) 報 告 第 3 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て )	

町長提出議案  
の題目

- 報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 報告第 5 号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について)
- 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 29 年度平群町一般会計補正予算  
(第 3 号) について)
- 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 29 年度平群町一般会計補正予算  
(第 4 号) について)
- 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
(訴え提起前の和解について)
- 議案第 40 号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 41 号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の  
制定について
- 議案第 42 号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第 43 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 議案第 44 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について
- 議案第 45 号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅  
費に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第 46 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件  
に関する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 議案第 47 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び  
期末手当に関する条例の一部を改正する条  
例について

<p style="text-align: center;">町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第48号 平群町税条例等の一部を改正する条例について</p> <p>議案第49号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第50号 平群町手数料条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第51号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第52号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第53号 平群町リサイクルセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について</p> <p>議案第54号 平成29年度平群町一般会計補正予算（第5号）について</p> <p>議案第55号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について</p> <p>議案第56号 平成29年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第57号 平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第58号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第59号 平成29年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第60号 調停について</p> <p>同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>1 番 山 本 隆 史      3 番 井 戸 太 郎</p>

平成 29 年 第 5 回 ( 1 2 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 29 年 1 2 月 5 日 ( 火 )

午前 9 時開議

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について   |
| 日程第 3  |          | 諸般の報告   |
| 日程第 4  | 報告第 2 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>( 和解及び損害賠償の額の決定について )                    |
| 日程第 5  | 報告第 3 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>( 和解及び損害賠償の額の決定について )                    |
| 日程第 6  | 報告第 4 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>( 和解及び損害賠償の額の決定について )                    |
| 日程第 7  | 報告第 5 号  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>( 和解及び損害賠償の額の決定について )                    |
| 日程第 8  | 承認第 6 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について )                |
| 日程第 9  | 承認第 7 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平成 29 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) に<br>ついて ) |
| 日程第 10 | 承認第 8 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 平成 29 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) に<br>ついて ) |
| 日程第 11 | 承認第 9 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>( 訴え提起前の和解について )                           |
| 日程第 12 | 議案第 40 号 | 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について  |
| 日程第 13 | 議案第 41 号 | 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定につい<br>て                                   |
| 日程第 14 | 議案第 42 号 | 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例につい<br>て                                   |
| 日程第 15 | 議案第 43 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関す<br>る条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 16 | 議案第 44 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条<br>例について                               |

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 7 | 議案第 4 5 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第 1 9 | 議案第 4 7 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 0 | 議案第 4 8 号 | 平群町税条例等の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 2 1 | 議案第 4 9 号 | 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第 2 2 | 議案第 5 0 号 | 平群町手数料条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 2 3 | 議案第 5 1 号 | 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第 2 4 | 議案第 5 2 号 | 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 2 5 | 議案第 5 3 号 | 平群町リサイクルセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について         |
| 日程第 2 6 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 9 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について             |
| 日程第 2 7 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 9 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について       |
| 日程第 2 8 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 9 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について           |
| 日程第 2 9 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 9 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について        |
| 日程第 3 0 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 9 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について     |
| 日程第 3 1 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 9 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について         |
| 日程第 3 2 | 議案第 6 0 号 | 調停について                                      |
| 日程第 3 3 | 同意第 2 0 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて               |

開 会 （午前 9時08分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、総務防災課の瓜生課長が病気休暇のため本日から12月8日まで欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、総務防災課長が欠席のため、総務防災課の川西主幹と岡田主幹が本会議に出席をされます。また、観光産業課の西岡主幹が病気休暇のため本定例会の会期中欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第5回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日、平成29年平群町議会第5回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

暦も師走に入りまして、1年があつという間に過ぎてしまったと感じるきょうこのごろでございます。町内各所におきましても年末年始を迎えるにぎやかさと慌ただしさを感じる時期となってまいりました。

さて、9月定例議会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。

9月から10月にかけては、両こども園、各小学校、中学校の運動会が開催されました。天候にも恵まれ、運動会に向けて練習を積まれた成果をいかんなく発揮し、子どもたちの伸び伸びした元気な姿、健やかな成長ぶりが感じられ、子どもたちから元気をもらったところがございます。

また、10月8日には第54回町民体育大会が開催されました。昨年は雨天により中止となり、2年ぶりの開催となりましたが、ことしは運動会日和の青天となりました。各大字・自治会より多くの方に参加いただき、去年の分もあわせて、それぞれの競技におきましてスポーツを楽しんでいただき、同時に町民の皆様相互の親睦を深めていただく1日となりました。

10月22日から23日未明にかけて、台風21号の接近によりまして、町内においても大雨や暴風による被害が発生しました。町民の皆様には、災害に備えて自主的に避難をしていただく自主避難所を2カ所開設し、災害から身を守るための安全確保に努めてまいりました。また、当日は衆議院議員選挙の投

開票日と重なり、災害対応が可能な職員が手薄な中ではありましたが、可能な限りの対応を行いました。幸い人命にかかわるような被災はありませんでしたが、農地や農業用施設災害、総合スポーツセンターの裏山の土砂崩れなど、町内で72カ所の災害があったことや、町民の皆様の大切な交通手段であります近鉄生駒線が被災により一時不通になるなど、近年には類を見ない被害が発生しました。今回の災害については、11月27日付で激甚災害の指定を受けたところでございます。今後、災害復旧については、今議会に上程させていただいております予算の専決処分や補正予算において、復旧に向けて鋭意取り組んでまいり所存でございます。

11月3日から5日には、「国文祭・障文祭なら2017 in へぐり」が総合スポーツセンターと中央公民館を会場に盛大に開催されました。この期間中、ふれあいコンサートや浜村淳氏の文化講演会、城郭研究の第一人者である奈良大学の千田嘉博教授による山城サミット、平群の主幹産業であります農業の魅力を発信する収穫祭をあわせて実施いたしました。各会場では演技披露や作品展示、館外での模擬店など、大変盛況であり、日ごろの文化活動や農業振興の成果を披露いただく3日間となりました。

あわせて、11月4日には、長年にわたり地方自治の振興、発展、社会福祉の向上のため御尽力いただいた方々への地方自治功労者表彰式を開催いたしました。本年度は5名の方々が受賞されました。受賞された皆様のますますの御活躍を祈念申し上げます。

11月11日には、中央公民館において町政住民説明会を開催いたしました。ことしは80名の参加者があり、住民の皆様からは町政全般に対するさまざまな御意見をいただき、限られた時間ではありましたが、町行政からの情報提供と情報の共有、説明責任が図られた有意義な意見交換の場となりました。

11月19日には、平群町の中心的な河川であります竜田川の清掃を通じて、地域の連帯感を高め、竜田川への愛着と環境美化への意識を高めることを目的に、竜田川クリーンキャンペーンを開催させていただきました。寒い中ではありましたが、多くの町民の皆様のお参加をいただきました。

12月2日、3日には、生駒郡4町の共同イベントとして、聖徳太子ゆかりの地をめぐる「いにしえ浪漫街道ツーデーウォーク」を開催いたしました。各コースとも、県内外より多くの方の申し込みがあり、両日とも天候に恵まれウォーキング日和の中、参加者の方におかれましては、2日間を通して、生駒郡の自然と歴史を満喫していただくことができたイベントとなりました。

さて、本議会では、上程案件として、専決処分の報告案件が4件、専決処分の承認案件が4件、条例制定が2件、条例改正が11件、条例廃止が1件、補

正予算が6件、その他の議案が1件、同意議案が1件、合計30件の議案を上程しており、いずれの議案につきましても慎重審議いただき、承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により1番、山本君、3番、井戸君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月15日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

12月 5日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。



12月 6日(水)	総務建設委員会	午前10時より
12月 7日(木)	あいてございます。	
12月 8日(金)	あいてございます。	
12月 9日(土)	休会でございます。	
12月10日(日)	休会でございます。	
12月11日(月)	あいてございます。	
12月12日(火)	本会議(一般質問)	午前9時より
12月13日(水)	本会議(一般質問)	午前9時より
12月14日(木)	あいてございます。	
12月15日(金)	本会議(最終日)	午後2時からでござ

います。

以上でございます。

○議長

続きまして、日程第3 諸般の報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

議会運営委員会については、この間、10月6日と10月16日にですね、ことし11月25日に開催いたしました議会報告会について協議いたしました。

そして、11月24日には、きょうから始まりました第5回定例会の議会運営について協議いたしました。

以上です。

○議長

過日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長(森田 勝)

公共交通対策特別委員会は、11月14日午後2時から開催いたしました。案件は、コミュニティバス運行事業の現状報告とルート・ダイヤ改正についてでございます。

以上でございます。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、予備費の充用につきまして御報告させていただきます。

ます。全体で6件でございます。

まず、9月6日付で、活性化センターにおけるエアコンの修繕費といたしまして、農林水産業費、農林業費、農林業振興費に91万円を充用させていただきました。

続きまして、10月11日付で、未熟児養育医療費といたしまして、衛生費、保健衛生費、母子保健事業費に3万9,000円を充用させていただき、10月23日付で、台風21号による総合スポーツセンター西側山林の土砂崩れ被害に係る復旧費用といたしまして、教育費、保健体育費、保健体育総務費に200万7,000円を充用させていただきました。

また、11月16日付では、ゆめさとこども園周辺歩道整備に伴う測量及び土地分筆登記の費用といたしまして、教育費、教育総務費、事務局費に50万円、そして、台風21号による、はなさとこども園の天井板崩落修繕工事といたしまして、民生費、児童福祉費、こども園費に56万7,000円を充用させていただきました。

最後に、11月22日付で、中央公民館大ホール空調機器の緊急修繕費用といたしまして、教育費、社会教育費、公民館総務費に20万8,000円を充用させていただきました。

以上6件、合計いたしまして423万1,000円を予備費から充用させていただきました。

なお、平成29年度当初予算額2,025万円に対する執行率は21%となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

#### ○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課川西主幹。

#### ○総務防災課主幹(川西貴通)

それでは、報告させていただきます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

平群町長 岩 崎 万 勉

次をめぐっていただきまして、専決処分でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月10日

平群町長 岩 崎 万 勉

専決処分につきましては、平成29年10月10日に行っております。

次のとおり、おめぐりください。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年8月24日午後5時17分ごろ、大和郡山市北郡山町155番地7にて公用車が他車に追突した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 29万2,000円  
であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして

日程第5 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

報告させていただきます。

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

平群町長 岩 崎 万 勉

次をめぐっていただきまして、専決処分であります。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月13日

平群町長 岩 崎 万 勉

専決処分につきましては、29年10月13日に行っております。

次をおめぐりください。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年8月22日午後2時30分ごろ、はなさとこども園駐車場にて公用車が他車に接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定する。

1 損害賠償の額 31万421円

であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第6 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

報告させていただきます。

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

平群町長 岩崎 万勉

次をおめぐりいただきまして、専決処分でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年11月3日

平群町長 岩崎 万勉

専決処分につきましては、29年11月3日に行っております。

次をおめぐりください。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年8月24日午後5時17分ごろ、大和郡山市北郡山町155番地7にて公用車が他車に追突した人身事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 12万9,640円

であります。

報告第2号と同様の対人賠償の損害であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第7 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹(川西貴通)

報告させていただきます。

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日報告

平群町長 岩崎 万勉

次をおめくりいただきまして、専決処分でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年11月16日

平群町長 岩崎 万勉

専決処分につきましては、29年11月16日に行っております。

次をおめくりください。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年10月19日午後1時30分ごろ、平群町梨本400にて公用車  
が他車に接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決  
定するものとする。

1 損害賠償の額 14万9,776円

であります。

以上のとおり報告させていただきます。

○議長

続きますして

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町実費弁償条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

承認第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第6号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度平群町一般会計補正予算(第3号)  
について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第7号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度平群町一般会計補正予算(第4号)  
について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

6分の1、国、県か知らんけど、県負担金ということで、ほんで、その残り、6分の1が地元と町ということですね。そういうことなんですが、起債発行するのはなぜですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

財政状況も踏まえた上でということでございますのと、あと、地方債でございますが、こういう国庫補助、県補助がつく災害につきましては、災害についての裏負担の町債でございます、起債でございますが、基本的には、一定、交付税算入が認められるというふうなことがございますので、比較的有利な地方債ではないかということで、財源手当てをしたところでございます。

○議長

山口君。

○7番

いや、一定って、幾ら認められるのか。それは全額、金額知れてますけど、じゃあ、町の分、する分、全部すればいいじゃないですか。端数が出ようが、何が出ようが、裏負担あるんだったら。裏負担というか、要するに、後から交付税算入あるんだったね。それはどうしてですか。ほんで、何ぼあるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。すみません。先ほどの答弁、少し説明不足で。

基本的には、事業費の裏負担分につきましては、この起債につきましては、充当率9割ということになってございます。ですので、10%分については町の負担ということで、その分について、今回、財調基金のほうから繰り入れをさせていただいたと。残りの充当率90%の、そしたら、交付税算入がどれだけあるのかということなんですけども、今時点、今回、本日、専決処分ということで御提案させていただいております。過日、11月の27日に激甚等の指定があったということで、恐らく、ほぼ算入につきましては95%の算入を受けられるんじゃないかというふうなことで、今のところ、確認はしておるところでございます。

○議長

山口君。



○ 7 番

これ、一般財源で全部やるとそういう、当然起債やから交付税算入ということになるんだけど、じゃあ、一般財源をそのまま使った場合は、逆に損するということですか。借金しろという、これは奨励になるんですか、国のほうの。そういう考えでいいんですか。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

御質問にお答えをさせていただきます。

決して国のほうなりの、特に災害復旧事業のいわゆる補助残につきまして、どういうふうな資金手当をするかというのは、基本的にはその市町村のそれぞれの判断かなというふうに思っております。今回の場合、100万程度の市町村負担、町負担というのが発生したということで、その財源手当の中で、当然単独費で執行するというのも一つのやり方かなというふうには理解をしておりますが、何か有利な財源手当ができないものがというふうに財政課として判断して、今回、起債ということで充当したというのが現状でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

もっとはっきり言ってください。要するに100万円、今、現金で出したら、町の支出、そんだけ要るけれども、借りて出したら95万円返ってくるっていう話してるんでしょう。それって、制度として変な話やなというふうに今、思うわけですよ。だって、100万円現金で出したって、国が95万円返してもらったらええわけであってね、普通ならですよ。それを、借りたら得やという、だって、国のほうは借金できるだけ減らしていけというのが方針なのに、不思議な話やなと、こう思ったんです。いや、もちろんもっと大きい金額でね、そら、いろいろ、どうしても一般財源で手当てできないからそうするっていうのはわからんことはないんだけど、ほんで、国も今金がないから、後からとにかく返しますわというのもわからんことはないですけど、普通の人、聞いて、これ、おかしい話やねと。普通なら現金で払ったほうが、国も金、金利とかつかんわけやから、それやったら、5万円で町が済むようにしてもらったらいいんじゃないのって、素朴に思うんですけどね、初めっから。その辺は全然疑問、ここで答えろっていうわけでもない、不思議な話やなというふうに非常に思ったので、これはちょっとどっかで1回聞いてみて、こんなんありかというのは、どっかで聞いてみたいと思いますけども、要するに、そういうことですね。

ほしたら、この手のやつは、全部そういうふうに着債で借りていくということになりますよね。当然国の後年度負担、交付税で算入されるのであれば。いや、なぜ聞くかというたら、借金ね、減らすということが町の方針で、要するに、返す金に対して借りる金のほうを少なくすると、今年度ももちろんそうしてるというふうに思うんです。しかし、来年、再来年はそうはいかないでしょう。そういうことを見ればね、小さい金額であっても、何かこの前、森田議員も何回か指摘してましたけど、もう本当にちょっとした金、全部、借りるもんは何でも借りていくと、で、結局何のためやいうたら、要するに、その年度の実質収支、どうなるかっていうのが心配やからということでしょう。だから聞いてるんでね、その辺のそこはね、もうちょっと説明のときに、きちっとそういうことも初めっからちゃんと説明してくださいね。そのことはお願いしておきます。

○議長

森田君。

○4番

今回の台風21号の災害復旧の全容がわからないんですね。被害はいろいろ出てるということなんですけども、全容がわかるのはいつごろになるんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課の分野のほうで被害が出てるんで、お答えさせていただきます。

農地、田とか畑の災害件数なんですけども、小さいものを全部含めまして、農地で17件、概算の被害額で約4,000万円、それで、農道、水利等の農業用施設で約13件、概算の被害額で4,400万円、合わせまして30件で概算被害額が8,400万円。あと、治山のほうが10件程度ございまして、そのほうがちょっと規模が大きいので数千万円は要るかなと、そのように把握しています。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、公共道路施設関係の被災の状況です。箇所数でいいますと16カ所の被災がありました。そのうち、主なものがり面の土砂の撤去というような形の仮復旧に要してる費用が約150万円ということです。ただ、今回の場

合、補助対象となるような被災という箇所がありませんでした。被災の補助採択要件につきましては、幅員2メートル以上の道路、もしくは60万円以上の設計額、事業費ということになりまして、その中で、14カ所のうち、対象となるべきものはなく、自力復旧といたしますか、補助なしで4カ所程度復旧しなければならないというような箇所がございます。あわせて、まだ本復旧の設計もできておりませんので、概算ですけれども、約900万程度になるのではないかと、土砂の撤去費用、処分料も含めてですけれども、なるのではないかと、いうところがございます。

○議 長

森田君。

○4 番

金額大きいですね。当然、地権者賦課分はその負担もあろうかと思うんですが、全容がいつわかるんですか、そうしますと。今言うですね、8,400万、観光産業課で8,400万の復旧がかかるということなんですけれども、地元負担とか含めてですね、町の負担が幾らになるかというのがいつごろわかるんでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課分なんですけれども、今、災害の調査をしまして、12月中に災害の査定があります。その結果につきましては、2月ごろに結果通知のほうに来る予定になってまして、今、確定してる分で、農業のうち7件の方が、土地所有者の方が地元負担も承諾されて、申請のほうをしてほしいというような要望があります。それを全部査定を受けると、その7件で、町の方で約二、三百万程度持ち出しがある予定になってます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第8号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(訴え提起前の和解について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

承認第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

このような事例が過去にあるのでしょうか。私、ある司法書士の方に遺産相続のことで確認したことあるんですけどね、明治時代まで追わないといけないというようなことを聞いてですね、もう本当に大変な作業を、全部遺産放棄をもらわないとできないという、ずっとですね。こんな簡単にできるのであればですね、こんな方法でやればできるわけですけども、本当にこういう事例があつてですね、後で問題が起こらないのかだけ、ちょっと確認だけしたいです。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの御質問でございますけども、今回のような表題部登記だけが、表題部で氏名だけが書かれておりまして、所有権保存登記がされていない土地の間

題解決方法について、当初、弁護士、裁判所等に相談する中、少なくとも奈良家庭裁判所の管轄ではこういった取り扱い事例がなかったということで、大変時間がかかったところでございます。この事例につきましては、いろいろと調査する中で、四国のほうの河川事務所で1件こういった取り扱い事例がございまして、その情報も直接四国のほうにも電話させていただきまして、その手法について勉強もさせていただいたところでございます。

それと、あと、このような手法でやった場合についてですね、後々問題が起こらないのかということでございますけども、これにつきましては、簡易裁判所のほうで和解調書が作成されまして、その和解調書というのが、いわゆる通常の裁判における確定判決と同一の効力を有するということになってございますので、後々何かトラブルが起こるとかというようなことについては考えておりません。

○議長

森田君。

○4番

トラブルが起こらないようにしていただきたいというふうに思うんですけども、もう一つはですね、売買代金という話が出てきてましたね。売買代金は幾らになるんですか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

売買代金の話ですけども、西小学校の敷地は宅地ということになっておりますけども、説明申し上げましたこの2089番という土地がですね、敷地内のどこかにあるということがわかってるだけで、どこかもわからない、いわゆる筆界未定地ということでもあります。それで、この土地の単価を大体どれぐらいがいいのかということで、弁護士とも相談する中で、近隣の山林の単価でありますけども、平米約3,000円という鑑定単価が出ておりましたので、弁護士とも相談の上、単価については平米3,000円を採用すると。それで、今回の2089番の地籍が72.7平米、そのうちの5人分ということでございますので60.6平米で、土地の売買代金につきましては18万円ということになります。

○議長

森田君。

○4番

費用で、和解でですね、相手側に費用の、和解費用は各自負担ということで、

それで合意形成図れるんですね。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

今回の訴え提起前の和解に先立ちまして、西小学校の土地についてですね、司法書士も使いまして、相続関係の調査とか、いろいろな調査、今回の訴え提起前の和解の書類作成、いわゆる簡易裁判所、地方家庭裁判所への書類作成等々については、別途弁護士と委任契約を結んでおりまして、その費用で払っております。今回、ここで、和解費用は各自の負担ということで記載してございますけれども、この和解、各自の負担といいますのは、和解申立書に張る印紙代2,000円のことであると聞いております。この2,000円というのは、一般的には申立人の費用負担となるということでありまして、この分についても既に弁護士のほうに支払っていると、そういうことでございまして、申立人が負担した費用は相手方に求めないという意味で、各自の負担と、そういうような表現になっております。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3 番

まず、こういう所有権保存の登記、表題部だけっていうパターンは結構この時期というか、明治時代にはよくあったことなのか、それとも、平群がよくある事例なのか、ちょっとそれだけまず聞きます。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

こういった事例がよくあることなのかどうか、その詳細な件数ということは把握しておりませんが、西小学校のようにですね、100年近い歴史を持つ公共施設、そういうものの中にはですね、今回のような表題部で名前だけが書かれていると、所有権保存登記がされていない土地については、推測ですけども、ほかにもあるであろうとは思っております。

○議 長

井戸君。

○3 番

今、平群町中、いろいろなところで登記問題、どこでもそうなんですけれども、なかなか移転登記できないという事実がございまして、今後、平群町の大きな課題になるのかなという、平群町だけじゃないですね、日本全体の大きな課題

になるとはされてるんですけども、それはちょっと置いておきまして、お金の流れでちょっとわかりにくかったんで、今、森田議員のほうからも質問ありましたけども、家庭裁判所の費用負担も当事者同士とはなってますけども、先ほどちょっとわかりにくかったのが、2,000円だけということをおっしゃられたんですけども、まず、登記するには普通登録免許税がかかり、登記費用、司法書士の代行費用かかり、それから、今の裁判するにはそういう所定の費用がかかると思うんですけども、基本、これは平群町が払うということなんでしょう。ここに書いてあるのは普通費用分担ということなんですけども、相手方がいない場合、不明な場合は、これ、平群町が払うという形になるとは思うんですけども、ちょっとその辺、確認したいので、その辺、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの御質問でございますけども、今回の訴え提起前の和解については、平群町が申立人として、平群西小学校の敷地を取得したいと、そういうことから始めた調査でございます。今回の西小学校の敷地整理業務に伴いまして、まず、表題部6人、所有者の相続関係調査から調査を始めたところでございます。その調査については、もう平成27年1月から始めておりまして、それに要する費用が49万6,800円かかっております。この相続関係調査をしまして、6人のうち1人を除いては相続関係が全くできなかつたと、そういう結果になっております。その結果を受けまして、今回、先ほど説明いたしましたけども、弁護士に相談いたす中で、不在者財産管理人制度の活用ということで、事務手続を踏んだところでございます。この手続については、弁護士のほうに委任契約をしております、その代金として94万8,000円を支払っております。それと、冒頭に御説明しましたが、1筆、個人の個人地109平米というものもございまして、この109平米については、平成29年6月に18万円で既に売買契約をしておりますので、以上、申しました4件の金額を全部足しますとですね、この西小学校の土地整理業務にかかる費用総額は174万4,800円と、そういうふうになっております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより承認第9号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第12 議案第40号 平群町犯罪被害者等支援条例の制定について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

議案第40号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

法律が16年に施行されてですね、13年経過して条例制定する意味合いはどこにあるんでしょうか。

○議 長

総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

16年に、確かに国のほうで規定をされておきまして、なかなか広まってきたいなかったということであるんですけども、現在のところ、奈良県におきましては、奈良県が28年、それから郡山市も28年、天理警察署管内のほうは



29年4月から天理市、磯城郡の3町と山添村で制定されました。というのが現状でありまして、大変おくられているという現実がございます。西和警察署管内7町におきましても、早急にこの支援、法律に基づいて対応していこうというのが実情でございます。

○議長

井戸君。

○3番

この犯罪等でちょっと気になったんですけれども、ちょっと詳しく知りたいなというのがありまして、犯罪と認められるかどうかでかなり、補助金が出るか出ないかって、すごい重要なポイントだと思うんですけれども、この辺、規則とかである程度、程度が定められてるのか、法律で既に定められてるのか、ちょっと詳しく教えてほしいんです。というのも、今、いろんな、例えばですけど、全治1カ月程度であれば、結構警察に相談行ってもですね、今、相談だけで終わってしまっって起訴できないだとか、パターンがいろいろありますよね。まず起訴しない、起訴しても不起訴処分になるとか、処分保留、執行猶予つく、そこで初めてっていう、犯罪っていうのはどのラインで犯罪とみなすのかっていうのによって、これ、ちょっと受ける幅がすごく平群町としても変わってくると思うんですけれども、特に今の、なかなか警察も動かさず、動けない、人数も少ないので動けない部分が多いと思うんですね。特に、何でもそうですけど、民事に移行する、刑事では無理だから民事に移行する、特に、例えばですね、誹謗中傷のビラなんかでもそうですよね。精神的な被害をこうむる、3日以上労働に服することができないであるとか、3日以上病院に入院する精神的な疾病の場合になってって、いろいろありますけれども、3日以上なんてよくあるかもしれないです。でも、それ、大抵民事が多いんです。てなってきたら、刑事の場面での犯罪とみなされない可能性があるんですけれども、そういうことを踏まえた上で、犯罪のライン、平群町が適用するこのラインについて、ちょっとお聞かせください。

○議長

総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

犯罪のラインということでございます。犯罪行為につきまして、規則のほうでもある程度書かしていただいているんですけれども、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人命の、人の生命または身体に害する罪に当たる行為ということで、刑法に罰せられる行為というのが原則であります。ただし、罰せられない部分につきましても、幾分か想定をし

ております。規則のほうにあるんですけども、例えば刑法の39条であれば、心神喪失者の行為を罰しないというふうなことがありますけども、こういったものについては、罪に問われなかつても犯罪被害というふうな観点で対応していくというふうな形になるというふうなこともございます。ですんで、基本的には刑法に罰せられる行為ということが大原則というふうに考えていただけたらと思います。

以上です。

○議 長

井戸君。

○3 番

ということは、確実に、どう言ったらよろしいのか、例えばですけど、今話題になってる、相撲協会ですごい話題になってる、多分あのパターンでいけば、少々針で縫って、あの程度のけがであれば不起訴処分か、もしくは処分保留になるとは思うんですけども、あの程度で被害を受けたぐらいでは平群町から出すことがないという判断ですよ。わかりました。

その見舞金に関してですけれども、これは、30万、10万に関する補助金、これについては町単費でよろしいのかということと、大体予算はどの程度を考えられてるのか、この二つと、もう一つなんですけど、私の知識でちょっと少なく、申しわけないんですけども、たしか亡くなられた方に関しては、そういう犯罪に関しては、奈良県、警察のほうからですかね、見舞金が300万ぐらい出るんじゃないかと思うんですけども、それに30万円を足してという形になるんでしょうか。ちょっとその辺もある程度詳しくいただければお願いします。

○議 長

総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

見舞金につきましては、財源的には単費を考えております。

それから、予算につきましては、現在、今、予算編成のところでありまして、1件30万、10万、この程度を今のところ想定をしております。

それと、警察のほうから見舞金が出るのじゃないかという話なんですけども、恐らく警察というよりも、これ、警察庁のほうで決められてるものがございます。犯罪被害者等給付金、これが国の制度というふうに、我々、呼んだりしてるんですけども、これにつきましては、金額につきましては、物すごく幅がありまして、何百万から何千万というふうな形で、その犯罪の種類、内容、またその後の負われた障害の度合いにもよりまして決まっていくというふうに聞い

ております。申請につきましては大体6カ月、申請してから6カ月から1年以上かかるというふうに聞いておりました、そこへ行き着くまでのつなぎ的な意味での、今回、各市町村での給付金というふうなことを考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

先ほど説明の中で、県が28年、郡山が28年度にこの制定をしてると、天理が29年度にされたということなのですが、浅いので、実際この対象となるような事案というのはあったのかどうか、それだけお答え願えますか。

○議長

総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

現在聞いておるところであります。7町の会議等でもそれが出たんですけども、郡山市のほうは28年からやられておりますけども、相談等の件数は、今のところ1件もないというふうに聞いております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 28 分)

再 開 (午前 10 時 45 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 13 議案第 41 号 平群町下水道事業の設置等に関する条例の制定  
について

日程第 14 議案第 42 号 平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例  
について

以上 2 件については、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第 41 号 議案第 42 号 提案理由説明

○議 長

これより議案第 41 号、議案第 42 号、2 件に対する質疑に入ります。ござ  
いませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案 2 件に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第 39 条の規定により総務建設委員会へ付託したいと思  
いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定  
いたしました。

続きますして

日程第 15 議案第 43 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

議案第43号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

28年までと、それから今年度ですね、29年度、若干非常勤特別職の報酬についてはですね、減額率を緩めたということでした。来年もまたそれを続けると。昨年も言いましたけど、いつまで続けるつもりなのか。もう本当にね、これ、毎年、1年ごとだから、当然いろんな財政状況とか、ずっと財政が大変だって、こうおっしゃってるんだけど、もうほとんど、長期にわたってくるとね、1年ごとの見直し、全然、じゃあ、中期的な見通しもよう立てんのかということに普通なら考えられるんですよ。もうそれ自体、平群町の行政ってほんまにいいかげんやなって、こうなるわけですよ。本来、3年なら3年、5年なら5年、計画立てて、そうすると。それをこういうふうにな、もう岩崎町長になった平成20年から、これ、ずっとでしょう。なったのは19年からですけども、その次の年ぐらいからずっとじゃないですか。いつまで続けるのか、その点を答えてほしいのと、ほんで、これ、幾ら減額になるんですか。これも28年度の実績で多分出してると思うんで、ことしはまだ途中なんでね、出てないでしょうけども、1年間で幾らぐらい、町の言う財政効果はあるんでしょうか。

○議長

総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

この減額につきまして、いつまで続けるのかということで、おっしゃっている意味はよくわかるんですけども、財政状況を鑑みということですので、財政状況を見ながら、その都度考えていきたいというのが現実でございます。

それから、あと、御質問いただきましたのが、効果額というふうになるのかなと思うんですけども、28年度の報酬等の決算額、決算の数字から割り戻してみますとですね、151万2,800円の財政の効果が出てるというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

いつまでか答えられない、そら、そうやわな。今、第2次健全化計画で出してるのは、平成33年に8億幾ばくかのですね、その計画を全て実行したとしても、まだ平成33年度には実質収支は赤字という町の、要するにシミュレーションですからね。ということは、もう未来永劫ということやんか。それやったら、もう初めっから全部変えちゃったら。でしょう。本来なら、どっかで戻すというのでも計画的にやるべきでしょう。前からも言ってますけれども、要するにいろんな専門的な方も含めて来ていただけてるわけじゃないですか。それをね、もともと低い、条例上の金額でも決して私は高いとは思わないです。中身によりますけどもね。それをさらにこういうふうに下げるっていう、条例上でも低いのに、それをさらに下げるというようなやり方、いつまでもやっぱり続けるべきではないというふうに思うんで、もうこれはあれですか、もう本当に町長、いつまで続くかわからないというのが正式の答弁ですか。今の川西主幹の話では、財政状況を見ながらその都度考えてるっていうんですけど、1年ごとやから、その都度考えてるんでしょうけど、でも、実際にはもうずっと続いているわけやから、その都度考えてるというよりも、じゃあ、財政状況改善しない、でも、今、これから4年、5年先もまだ改善してないじゃないですか。改善って一体いつなのっていうことを聞きたくなるんですけども、じゃあ、いつごろをめどに考えてるんですか。その点、答えてもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。ちょっと財政上の観点からというところで、御質問を頂戴したわけでございます。

確かにお述べのように、こういった特別職さんの報酬等にかかわる部分、いつまでこういうふうな削減を続けるのかというところでございます。確かにおっしゃっていただくように、お忙しい中、平群町の行政のためにいろんなことで御尽力賜ってる方の報酬でございます。それを財政を理由にカットしていくというのは、非常に我々、財政を預かる者については心苦しいきわみでございます。ただ、片や、単年度単年度の財政状況を見渡す中で、非常に厳しい状況も続くわけでございますので、そういった部分で、一定の御理解を賜りながら、こういうふうなカットを続けておるといのが現状でございます。

端的におっしゃっていただいた、いつまでこれが続くんかということでござ

いますが、さきにお示しをさせていただきました行財政改革の中でのシミュレーションでございますが、33年という、5年間、33年、34年のシミュレーションを見ても、なかなか財政が好転する見込みがないというところでございますので、その辺はちょっと一つ、注視をせなあかんとこでございますが、ただ、おっしゃっていただきましたように、こういった報酬につきましては、やっぱりそのもの、額自身がどういうふうにあるべきなのかという議論も含めて、やはり庁内ではしておく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

要するに答えられない。今の話やったら、ここはあと10年たってもだめじゃんっていう話ですから。今、最後におっしゃった、実際どうあるべきかという、もちろん職種によっても変わってきますから、その辺はね、ちょっとしっかり検討してほしいのと、それとね、これはやっぱりね、財政があるないの問題じゃなくって、平群町行政運営の、ある意味、根幹とまでは言いませんが、職員の給料も含めて、そういうところにかかわる問題ですから、今答弁されたような内容でしっかりとね、とにかく金ないから低いほうがええのやというような考え方では、私はだめだというふうに思いますので、その辺だけは指摘しておきたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3 番

まず、この特別職の非常勤、まず、一番最後のやつで、月額6,000円とあるのは4,200円、ちょっとこの辺のあたりはどういう方々が対象になるのかを、ちょっと簡単に説明していただけますか。

○議 長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

月額6,000円の方々はどういう方々かということであるんですけど、月額6,000円の方につきましては、民生委員の推薦会の委員の方というのが月額6,000円というふうになってございます。

以上です。

○議 長

井戸君。

○ 3 番

6, 000円、5, 000円、この辺のラインっていうのは委員会、そういう報酬と思うんですけども、結構県外から呼んでられると思うんです。この辺、数はわからないですよ。まあ、いいです。6, 000円は別として5, 000円は、県外からの協議会の委員とかも入ってきますよね。そういう方々で、特にですね、大学の教授の方であるとか、そういう方々を、かなり遠くの方々、特に今回、私が携わってるところでも神戸であるとか、堺であるとか、ああいうところから来られてるわけで、交通費込みでこの値段ということで、4, 200円であるとほとんどボランティアになってしまうんですね。これ、一つ、提案なんですけれども、やっぱり県外とちょっと分けたほうがいいのじゃないかと。特に県外から来られる先生方っていうのは、特に高名な方が多いと、それに専門知識を持った方が多いっていう部分で、本当にその専門職の方を、例えばですけど、神戸からだとして5, 000円の4, 200円、4, 250円、一緒ですね、これ。4, 250円を、交通費で片道1, 000円以上かかってたとしてももう2, 000円、じゃあ、手取り1, 000円から2, 000円しかないわけですね。それで半日以上潰れしまうと、下手したら、往復入れると1日潰れるおそれがあると。そういう先生方にこの金額っていうのは、やっぱりちょっと申しわけないといえますか、また、いい人材を確保するという意味でもちょっとという部分があるので、逆にですね、カットというよりもふやすぐらい、町内の方には申しわけないんですけども、特にそういう専門的な方に対しては一定の配慮をすべきだと思うんです。だから、そういうことも含めて、今後、きっちり考えていただきたいと思いますが、一応、じゃあ、答弁あれば。

○ 議 長

川西主幹。

○ 総務防災課主幹（川西貴通）

今御質問いただきました交通費に相当する部分ということで、県内、県外の方で分けたらどうかということをございます。確かにおっしゃっている意味合い、よく理解するつもりであります。そういったことがいいのか悪いのか、このことも含めましてですね、今後、この報酬につきましてどうしていくかっていうのもまだ未確定のところもございますので、意見としては賜っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり



○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。山口君。

○7 番

本条例改正案については反対をいたします。

これはもう、昨年も言いましたけれども、いつまでも報酬をカットするというのはやっぱりいかなものかというのが一番あります。先ほども言いましたように、職務内容に応じた適正な、適正ってというのは難しいですけれども、報酬を、近隣の自治体なども参考にしながらですね、検討して、本来の本則で実施すべきだというふうに考えます。毎年毎年、附則で報酬カットするやり方は余りにも安易ではないか、ある意味、行政として無策ではないかというふうに考えます。そういう立場から、この条例改正案には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。高幣君。

○9 番

今の問題点は、非常にいろいろな観点から眺めていかないとということで、よくわかります。私も実は個人的に、平群町でそういうことをやられている、やっていたら先生方も知っております。確かにおっしゃいました。「いや、お金も少ないしな」という話もありますけれども、だけど、「わし、やっぱりやりたいんや」と、こういうふうな御意見もございませぬので、やむを得ない、ただ、理解、それから、さっき井戸議員がおっしゃったような交通費的な観点の考え方も必要かと思っておりますけれども、今回、これについては、賛成の立場で討論させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12 番

財政厳しい折でございます。皆さん、よく御存じと思っておりますけれども、先ほど、山口議員の質問に対して主幹は、財政状況を見据えながら考えたいということをおっしゃっていただきましたので、それは1年1年をチェックしていくと、それで、今後、それに対応して上げていく可能性もあるというふうに私は理解をいたします。要するに、予算は一定、これ、3年とか5年とか決めるのも、一定のことは正しいと思うけれども、今の状況下の平群町において、これ、3年、5年の既成事実のものをつくると、非常に財政上厳しい、まして第2次財政健

全化計画を町長も作成されておるわけでございますが、非常に審議会の皆さん、いろいろな皆さんには、非常勤の皆さんには申しわけないと思いますけども、今後また財政状況を見据えながら、1年1年チェックしていただくということは、私は正しいんじゃないかなというふうに、そのやり方を尊重し、賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

議案第44号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

一般補正予算のところで、添付資料で出ておるんですけども、人件費がですね、850万上がると書いておりますが、これは29年度で、30年度も同金額、特別職も入ってると思うんですけども、そのように理解していいのか、こ

れよりふえるものかどうか。

○議 長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

補正予算で上げさせていただいてます金額 846万5,000円でありますけども、これは今回、今年度の上がる部分ということで、来年度、30年度予算につきましては、30年1月にですね、定期昇給がございますので、その部分がまたさらに加味される予算となりますので、もう少し上がるというふうな予定であります。

以上であります。

○議 長

森田君。

○4 番

そうじゃなくて、定昇は別としてですね、今言う条例改正に基づいてですね、30年度が約850万でいいものかどうか、それを確認してるんですけども。

○議 長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

条例改正に伴う部分につきましては、同様の金額というふうな形で考えていただいて結構かと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

先ほども他の議員から第2次行革の健全化計画の話が出てきておましてね、これ、850万、5年間上がるわけですね、33年度であれば。そうするとですね、4,250万になるんですよ、4,250万。毎年、だから、33年まで行くと4,250万になるんですよ。それと、あわせてですね、今の経済状況ですね、これ、セミナーへ行きますとですね、インフレなき景気回復ということで、大手企業は増収増益になっておりますのでですね、毎年上がると思うんですよ。企業によって、民間企業によって人事院勧告出るわけですから。そうするとですね、来年はまた同じような金額上がってくると、再来年は同じような金額になってくるとですね、あなたたちがつくった行革の人件費削減のですね、1,320万って全部飛んでしまうんですよ。全部飛んでしまうんですよ。あなたたちは、8月、人勧に基づく財政シミュレーション、これ、含まれてるんですか、含まれてないんですか、財政シミュレーションに、この金額は。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。今回の人事院勧告の職員給の引き上げという部分でございますが、行革の御意見賜りましたので、その部分につきまして、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点、御質問ございました、今回、10月にお示しをさせていただきました財政健全化計画の中で、特に、一番、俗に言う単価の張るところでございますが、人件費の中でこの人事院勧告の引き上げ等々につきましては加味をしているのかという部分でございますが、人勧につきましては、この計画の中で加味はしていないというのが現状でございます。

その理由でございますが、確かに今回のように人事院勧告が8月に出されて、一定の引き上げというのがなされたわけでございます。なかなか人事院勧告自身の引き上げ率の読みっていうのを、どの辺までシミュレーションに加えていくかというのは、非常に判断が難しいところがあるというのがまず一つと、それと、我々世代の職員でありましたら、人勧におきましても、マイナス勧告が出た時期も相当長いことございましたので、その辺、人勧というのが、いわゆる社会情勢上、社会経済上、どの辺まで反映されてくるのか、上がる時期もあれば下がる時期もあるということも踏まえた上で、なかなかそういうふうな様相を組み込んだ上でのシミュレーションができなかったっていうのが現状でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

資料をつくる責任というのはあると思うんですよね。資料をですね。そのような話が全協のときでも説明がなされてないですね、本当に。それはもう、悪いんですけども、管理職なんて責任ありますよ。町長初め、管理職は。資料つくった責任。もうあなたたちは、10月につくった資料が達成できないと言うてるのと一緒じゃないですか。誰が見てもですね、これで、5年間で4,000万から4,500万から5,000万ぐらい、もっと出ると思うんですよ、私は。もう資料のために資料をつくってるだけですか、あなたたちは。特に管理職は責任あるんですよ。一般職は別として、組合員の方は別としてですね。こんなでたらめな資料を、でたらめと言うたら表現よくないんですけども、そういう情報開示してない資料を議会に提示するなんてもってのほかですよ。私は思います。これはもう意見として申し上げておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○7 番

補正予算で850万、今回のこれの改正によってね。実際、年間トータルでいえば、当然休職者とかいてるわけだから、その辺、もうちょっと正確な、今の陣容で、来年は人を新しく雇わないわけだから、今の陣容でどれぐらい上がるのかっていうのが知りたいのと、それと、今回の議案とは直接は関係ないですけども、国のほうでは退職金を減らすという、3日ほど前の新聞にも載ってたと思うんですけどね。それはまだ地方、平群町の場合は退手組合との関係もありますけれども、そういうのは別に、これから出てくるとか、今回は出てないけど出てくるとか、その情報がもしあればですね、その説明もあわせてしていただけますか。

○議 長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

今の人員での実際の人事院勧告での効果額というんですか、必要経費、直接的な影響額ということなんですけども、一般会計、特別会計、水道会計、全部合わせまして、今、1,074万1,000円というふうに考えてます。これは、町三役の方、議会議員の方も全て含めてというふうな数字であります。

それから、退職手当のことで御質問出たんですけども、退職手当につきましては、調整額のほうが、30年1月1日に国のほうが改正するということで、おおよそ30年から40年勤められた方につきましては七、八十万下がるというふうなことを聞いております。これの改正につきましては、平群町のほうは退職手当組合に加入しております関係でですね、退職手当組合のほうの条例改正というふうな形というふうになっていくというふうに聞いております。今、これは情報ですけども、国、県は30年1月1日からということなんですけども、まだその改正、まだ国のほうも通ってないというふうな状況もありまして、周知期間も含めまして、現在、まだどの時点からするっていうのは未確定な状況であるんですけども、一応退手組合のほうからは来年4月1日からというふうな思いを持って、今、事務を進めているというふうな話は聞いております。

以上であります。

○議 長

山口君。

○7 番

まだ国会通ってないということなんで、あれですけども。ちょっと決まった

段階というか、もうほぼ、多分、今の国会の状況でいうたら通らないわけがないから、ちょっとそれね、資料をちょっと議会にも出していただけますか。相当、七、八十万でしょう。ほんで、それ、ことし退職する人は、来年からの退職者でしょう、4月1日からということね。皆さん、対象じゃないですか。そうでなくても、この間、相当下げられてんのね、まだ下げるかということですよ。一方で、こういうふうに入勸も、民間に比べてって言いながらですね、退職金っていうのは、公務員の場合は雇用手当もないですし、そういう点からいうと、そこの部分ではね、退職したら、今、再任用ありますけれども、年金もすぐにはもらえませんが、退職金である程度つなぐってというようなことになんのに、それがそんな70万も80万も減らされるってというような、一体何を考えてるのかなというふうに思うんですが、これはもう全く市町村、平群町の場合は退手組合の議会で決まるわけですね。そこに行かれてる議員っていうのは、首長や議会の議長なんかが、全員じゃないですけども、入ってやっていると。広域でやってるところは、もう全くそういう情報も入らない。本来、そういうのはやっぱり議会にね、広域議会でやってるものについても、発言権も議決権もないですけども、やっぱりそれぞれ住民や職員にかかわる問題なんで、そういう資料はね、常にやっぱり議会にも示していただければなというふうに思うんで、後のことは今後検討してもらったらいいですけれども、退手組合のその分についてはちょっと早目にですね、決まった時点でもいいですから、資料を議会にも提出していただきたいと、これは議長にお願いしたらええんかな、そういうふうにしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長

答弁いいですか。はい、井戸君。

○3番

今回、これ自身、人事院勧告に従うっていうのはもちろん大切なことなんですけども、一つね、やっぱり今さっきの答弁でもあったんですけども、846万っていう、こんだけの金額、やっぱり予想してなかった部分の金額になってくるんですけども、この部分についてを補填というんですかね、どのように考えられているのか。今まで、今回の法案でも出てきてますけども、保育料、延長保育料は3月にしても、あちらこちらで、一時預かりですね、一時預かりのも出てますけども、ほんの少しずつでも税収確保するためっていうことで、受益者負担っていう考え方ではやってますけども、ぽんとこの八百数十万っていう金額が、今の形では想定外、想定外っていうか、予想外の、知り得なかったっていう形にはなってる答弁だったんですけども、となってくると、こんだけどこかで何か持ってこなくちゃいけないって、普通の発想ではなると思う

んです。単純に基金を崩すというのではなく、どっかから出さなきゃいけないっていう。やはり何かを上げるには何かを削るっていう考え方が普通になってくると思うんですけども、そういう観点から、どのように今考えられているか、答弁のほう、お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの井戸議員の御質問でございます。財源の手当てという部分での御質問であったかなと。

これにつきましては、後ほどまた第5号補正の中で、人勸にかかわります人件費の増額分ということで、御提案をさせていただく予定をしております。行政の会計でございますので、そういった、特に人件費というのは、何ていいますか、特別財源充ててるようなものではございません。例えば事業でしたら、こういった事業についてはこういう補助金があるよとか、先ほどの災害のように地元負担をいただきますというふうなところで、特定財源を充てて事業を支弁するようなものではございませんので、基本的には全体の中で調整をしていく、それで不足が出れば、財政調整基金等々の財源を活用しながら人件費を支弁をしていくというふうなのが大原則かなというふうに考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。はい、馬本君。

○12番

ちょっと確認しておくんやけど、町長、第2次財政健全化計画で人件費抑制ということを出しておられるんやけど、3年間新規採用しないとかね、それから、超過勤務手当を20%削減するとか組織の改編ということで、約3億3,200万かな、29年度から、そういうことやな、33年度まで。これ、出しはりますね、町長。それで、僕はね、人事院勧告は絶対尊重すべきだと思いますねん、人事院勧告は。というのはやっぱりね、私たちは報酬です。しかし、職員さんは給料でございます。生活給ということもありますんでね、私は尊重すべき、何ぼ上がっても。それは財政を、どんな会計をやりくりしてでも、人件費は歳出していかなあかんという認識持ってますねけど、町長、先ほどちょっと森田議員もおっしゃってんけども、この人件費抑制というのを、これ、のってるのを、そういうやり方で考えておられるということで、再度、認識よろしいですか。3億数千万ですよ、これ。3,000万ちゃいまっせ。そういう認識でよろしいですか。ちょっと政策推進課の大浦課長、お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの馬本議員の御質問でございます。

2次行革の関連で、人件費の抑制というのが行革の中でも大きな柱としてうたわさしていただいております。今おっしゃっていただきましたように、33年度までの人件費の抑制、これは新規採用の抑制であったりとか超過勤務、また臨時職員等の配置の見直しというところで、今おっしゃっていただいたように、3億3,000万程度の見込みを見込んでおります。

人勧の部分でございますが、基本的にはやはり、人事院勧告等につきましても、先ほどの御質問の答弁の中でも、このシミュレーションの中では反映してなかったというような現状でございます。そういった中で、人事院勧告につきましても、今、議員お述べのように、いわゆる公務職場における一つの労働条件を把握するための代替機関であるのが人事院でございますので、その勧告につきましても、我々も今まで重きに受けとめておったというところでございますので、人勧遵守という部分につきましても、議員お述べいただいたように、今後も続けていく必要があるのかなというふうには、まず、財政としても思っております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。



「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第17 議案第45号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第46号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第47号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上3件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由を求めます。総務防災課川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

議案第45号 議案第46号 議案第47号 提案理由説明

○議長

これより議案第45号、議案第46号、議案第47号、3件に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

特別職の町長、副町長、教育長ですね、それと議員、議長、副議長を除くですね、年間、報酬がどれだけふえるんでしょうか。

○議長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

町長、副町長、教育長につきまして、期末手当の今回の条例改正で、引き上げ額が9万9,225円となります。それから、議会議員の皆様方の期末手当の引き上げ額でありますけども、19万9,920円というふうになります。

以上であります。

○議長

森田君。

○4番

議員が19万ほどふえるんですか、議員の手当が。要するに、年間19万ふえるということですか。町長が9万2,000円ですか。間違いはないんですか、

それ。ちゃうやん、1人ずつ言うてるやんか。

○議長

川西主幹。

○総務防災課主幹（川西貴通）

1人ずつの上がる部分であります。申しわけございません。町長につきましては3万4,440円、副町長につきましては3万2,760円、教育長につきましては3万2,025円であります。それから、議会議員の皆様方につきまして、議員の方につきましては1万6,240円、議長で2万160円、副議長で1万7,360円というふうになります。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案3件に対する質疑を終結します。

これより議案第45号に対する討論に入ります。森田君。

○4番

議案第45号の町長、特別職の給与の改正について、反対の討論をさせていただきます。

今までの財政悪化した首長としての責任を感じていただきたい。あわせて、今回の財政シミュレーションをつくったですね、責任を感じていただきたい。そういうことで、反対討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

この町長、副町長の特別職の手当改正につきましては、人事院勧告に伴うこととございますので、私は人事院勧告を尊重いたしまして、賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第45号について採決を行います。  
本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

#### 賛成者挙手

#### ○議長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。  
続きまして、これより議案第46号に対する討論に入ります。森田君。

#### ○4番

先ほどと同じくですね、議案第46号について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、ある議員から人事院勧告を遵守すべきだということですが、別に人事院勧告をそのとおり踏襲することも必要ないわけでございましてですね、先ほど言いましたように、町長、首長ですね、副町長、教育長というのは、会社でいうボードに当たりますのでですね、経営責任というのは当然あるわけでございますので、そういうことから、3万2,000円ぐらいの年間報酬の増額はやはり御辞退していただきたいということで、反対討論とさせていただきます。

#### ○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

#### ○12番

今回のこの条例は教育長に対する人事院勧告、期末手当の関係でございませぬけど、私は先ほど言いましたように、人事院勧告は、私は、個人としては尊重したいというふうに思っておりますので、この条例については賛成をいたします。

#### ○議長

ほか、ございませんか。山口君。

#### ○7番

私は別に反対じゃなくって、本来、給料を下げるというのが間違いであってね、そこが、さっきからの議論お聞きしていると矛盾してるんですよ。一方で、そういうふうに議員の給料下げたり、本人みずから、町長の場合、本則になってますけれども、もとは、もともとの、前の条例からあったことからいえばですね、4割下げたり、それはね、緊急避難的なものであって、いつまでも続けるものではない。

それと、報酬や給料って言いますけれども、今、議員の歳費っていうのは、もうほとんど給料と一緒にです。なぜかといえば、これまでだったら、年金とかけ離れて、年金とは全く別に、本来給料でもらってたら年金が減額されるのを、これまではされてきませんでした。しかし、2年前からですね、それがされるようになった。だから、そういうことからいっても、私は上げるのが本意だと思うんです。もともと下げてるほうが間違いなんだと。だから、森田議員の反対討論もわかるんです。そういうところで矛盾するから、そういう意見がでるんであってね、だから、そこんところをよく考えてほしいんですよ。自己矛盾なんですよ、やってることが。職員は当然労働者としても働きですね、本来の給料をもらって、なおかつ、賃金の交渉権がありませんから、その代替措置としてやってる人勧を遵守するのは、私は当然だと思いますけれども、本来、特別職や議員についてはそれではないわけですから、遵守の必要は何らないわけですがけれども、私は本来の、もともとが間違ってるということで、この議案に対しては賛成してるということで、人勧は全く関係ないということは言っておきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

続きまして、これより議案第47号に対する討論に入ります。森田君。

○4番

議員報酬、議案第47号について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほども申しあげましたように、議員が1万9,000円ぐらいの報酬アップですね、本則は下げられてですね、先ほど山口議員から話がありましたように、おかしい状況になっているということも事実でございましてですね、井

戸議員、山本議員には申しわけないんですけども、1万9,000円ぐらいです。納得いただいて、これの値上げに反対すべきだというふうに私は思いますので、皆さんも反対していただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

いろいろ議員独自のお考えでございますので、先ほど、私は私の独自として、人事院勧告、私は尊重すべきやというふうに思っておりますので、この件については、私は人事院勧告を尊重すべきということで、賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 議案第48号 平群町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

議案第48号って、これ、2枚だけやね。条例は、改正案は2枚だけですね。

ほんで、今説明あった配偶者控除、特別配偶者控除の関係、これは、所得税のほうが変わるから、それにあわせて住民税も変わるということだと思ってるんで

すが、これは、これだけ見るとね、どこの部分が、この1条関係になるのか。1条関係になって、今回、こういう説明のやつがついてるから、概要がついてるからわかるけど、今までやったらこれだけで、全然何のことかさっぱりわからへんということになるんでね。ただね、ちょっと苦言も含めて言いますけれども、これがついたことで提案理由が余りにも、これだけ読んだら、提案理由も何もさっぱりわからないという提案理由になってるのは、これはちょっといかがなものかと思えますよ。基本的には、何が変わるかっていうのは提案理由で、これを読み上げるかどうかは別にして、これだけじゃないですよ。今までのもそうですよ。もうちょっとそこは丁寧だね、こっちがあるから、もうこっちはええんだって、おかしい話でしょう。そこはね、何かね、議会、嫌なかな。国会みたいに開きたくない、聞かれたくないという。もうちょっとそこはね、ちゃんとしてほしいということは先に言うておきます。

それからね、ちょっと二、三聞きますけれども、今回、新しく同一生計配偶者っていうのが出てきてですね、これまでの控除対象配偶者とかわる、かわるというのか、出てきてるんですけど、これ、どう違うんですか。その点、まず説明していただけますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

山口議員さんの質問にお答えいたします。

まず、提案理由のことについてですが、また今後、ちょっと検討させていただいて、十分わかるようにさせていただきたいと思えます。

それから、控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いは何かという点でございます。同一生計配偶者といいますのは、納税義務者の配偶者で、その納税義務者と生計を一にする者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得が38万円以下であるという者でございます。これが旧の控除対象配偶者の定義でございます。それから、今回の控除対象配偶者といいますのは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことをいいます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

結局、今回新たに、今までは全ての、所得関係なくですね、収入関係なく配偶者控除があったのが、一定の所得以上、今回1,000万以上ですか、所得

が1,000万以上については配偶者控除を廃止する、なくなるということから、そういうふうに分けられたんだと。だから、同一生計については配偶者控除ということですよ。これまで言ってきた控除対象配偶者っていうのは、基本的に特別配偶者控除を受けられる人ということになるのかなというふうに思うんです。それで間違いないですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

はい、そういうことでございます。

○議長

山口君。

○7番

次にですね、これでどれぐらい差が出るのかっていうのは、計算できるのかどうか、わかんないんですけども、それはもうちょっとわかんないから、あれですけど、とりあえず、これ、期日でいうと、来年1年間、平成30年、1年間の収入、所得に基づいて31年度、住民税の場合ですと6月から新たな徴収になるかと思いますが、6月から適用されるということによろしいですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

はい。今おっしゃっていただきましたように、平成30年1月1日から平成30年12月31日の所得に対しまして、31年度の住民税に適用されるものでございます。

○議長

山口君。

○7番

金額は別にして、今回のことで、当然対象が、特別配偶者控除については対象者が当然広がるわけです。しかし一方で、さっき言いましたように、配偶者控除を全く……、またややこしいことになった。個人住民税収の影響額っていうのがもし出れば、説明していただきたいのと、それから、29年度当初課税の実績でね、これは試算ですけども、それと、住民税、人数もどういうふうに変ってくるのかね、その辺もできたら説明いただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

今御質問いただきました、これの住民税への影響額でございます。影響額といたしましては、29年度の課税状況ベースで推計いたしました結果ですね、約250万程度減収ということになります。

また、個人住民税の課税者数につきましては9,119人、そのうち、配偶者控除のある納税義務者は3,420人でございます。配偶者控除等、低減、消失制度による影響額の人数にいたしましては123人でございます。また、配偶者特別控除の拡充による影響額の人数は493人でございます。これ、全て29年度課税ベースということで計算させていただきました。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

13時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時30分)



○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 2 1 議案第 4 9 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部  
を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課参事。

○住民生活課参事

議案第 4 9 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○ 1 0 番

今御説明ありましたが、いよいよ平成 3 0 年の 3 月からコンビニ交付が始まるといふことで、住民の皆様にもとても利便性が向上するものであります。今までは、本庁役場が開庁時しか、このような申請手続きできませんが、全国のコンビニエンスストアで発行できるというものです。ただ、マイナンバーカードが必要であります。

そこで、何点かだけ御確認をさせていただきたいと思いますが、今、印鑑登録の分をおっしゃいましたけれども、今回の平群町のコンビニ交付は、印鑑登録の証明書と、また住民票の写し、また課税所得証明、この 3 種類だと思います。他の自治体では戸籍謄本等々も発行できる自治体もございますが、平群町は、戸籍に関してはどのようにお考えでしょうか、まずお尋ねします。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

当初のコンビニ導入のときにも御答弁をさせていただきましたが、戸籍に關しましてはですね、今後ですね、更新ですね、戸籍が 3 年先に更新がございまして、その際に戸籍の入札を行う次第でございます。そのときにですね、コンビニ交付を新たにつけ加えた形での入札で行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○ 1 0 番

ありがとうございます。平群町に戸籍を置かれず、他のところに本籍地を置かれていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。その、他の自治体で戸籍を置かれてる方は、その自治体がこのコンビニ交付をしておりますが、平群町ではそれはできないということで、今後、3年後の更新、やっぱり費用等の部分がありますので、いたし方がないかと思えますけれども、ぜひ3年後のこの更新時には、戸籍謄本もコンビニ交付ができるようお願いをしておきたいと思えます。

それから、マイナンバーカードがなければ、これは御活用いただけません。私も9月のときにも質問させていただきましたが、マイナンバーカード発行の、それ以降の進捗状況もお尋ねしたいと思えます。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。11月末現在で、人口が1万9,082で、申請者数が2,464名、そして、手元です、住民さんが手元で発行させていただいた件数が2,145件となっております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

タブレット等も活用して、今、担当課では鋭意努力をしていただいていると思えますが、ぜひともこのマイナンバーカード発行、簡単にできるということもしっかりと周知をしていただきたいと思います。せっかく費用をかけてこのコンビニ交付サービスを導入するんですから、その点をお願いしたいと思います。

それで、最後に、コンビニ交付等、こういうものに対する周知ですね、11月の広報にも載せていただいておりますが、どのように今後さらなる周知をお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。まず、来年の1月の広報にですね、再びマイナンバーのほうのカードの促進のですね、コンビニ交付の導入の啓発の広報を掲載する予定でございます。そして、また、チラシのほうをですね、12月に行われます自治会長会のほうでもお配りしまして、窓口のほうにもマイナンバーカードを促進、つくってくださいという啓発のビラ等を行っていくと同時に、そして、住

民課の窓口のほうでですね、タブレットを使って住民様にサービスで申請をしていただく施策も11月から行っていく次第でございます。

○議 長  
窪君。

○10番  
大変お世話になります、よろしく申し上げます。  
そして、平群町内にもたくさんのコンビニエンスストアができておりますが、やはりそこにもポスターを掲げるなりもすべきだと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議 長  
住民生活課参事。

○住民生活課参事  
今後、そのほうも検討してまいりたいと思います。

○議 長  
山口君。

○7番  
前も聞いてるかわかりませんが、これ、300円やね、手数料。機械で交付を受けた場合、支払い方法はどうなるのか、どういうふうにするのか。

それから、再度、町に入るお金と、コンビニ等、機械設置の業者っていうんですか、そちらに入るお金は幾らか。

それから、3月1日ですから、今年度は1カ月分だけになるんですが、どれぐらいの利用を見込んでいるのか、その点、どうでしょうか。

○議 長  
住民生活課参事。

○住民生活課参事  
まずですね、手数料に関しまして、購入の方法はですね、先ほど申し上げました総合端末機のほうにお金を入れて申請をするという形になります。マイナンバーカードを置いていただいて、パスワードを入れていただいた後、お金を入れていただいて発行という形になります。

そして、あと、業者さんですね、コンビニさんに払う手数料でございますが、1件につき115円という形になります。

そしてですね、あと、発行の件数ですが、約10%から始まってですね、20%、30%という形で計画をしております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

20%、30%って、持っている人が11%で、そんなん、なるわけないでしょう。だって、持っている人しか使えないでしょう、マイナンバーカードを。それは、カードの普及も進めながらということなんでしょうけども。

それとね、マイナンバーカードにはICチップっていうのが入ってるらしい、私は持ってないからわかんない。それはいろんな、それを使えば使うほど、その中にいろんなものが、使ったことが記憶されるということになるらしいんだけども、それはそういうことですか。だから、例えば今回、コンビニの端末機使って、今後、いろいろに使うようにするんだらうけど、それを入れれば、この人は、例えば私が使うとすれば、私が使ったら、私は何月何日何時何分にどここのコンビニの端末機でこういうものを、交付を受けたということがわかるような中身なんですよね。そういうことでいいですか。

○ 議 長

住民生活課参事。

○ 住民生活課参事

カードのほうにですね、記録されていることは一切ございません。カードのほうのマイナポータルというですね、マイナンバーの保管している機関がございまして、そちらのほうに検索、パスワードを入れていただいでですね、見ていただくことによって、誰が自分の記録を見たかとかですね、発行したかとかですね、そういう形のものになります。つまり、マイナンバーカードにはですね、そういう内容に関しましては、ICチップの中には一切それは書き込んではおられません。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

ICチップに書き込むんじゃなくって、例えば紛失した場合よ、紛失した場合に、それが、チップが入ってるもんだから、それで、例えばさ、本人に成り済ますのかどうかわかりませんが、そっから、要するに、個人情報抜き取れるっていうのは国会でも議論されて、そんなことないようにいろんなシステムつくってるわけじゃない。でも、紛失した段階で、当然そこにある情報っていうものは、漏れる可能性っていうのは非常に高くなるわけでしょう。絶対漏れないっていうことはないわけでしょう。いや、カードを紛失しても、別に問題ないの。絶対大丈夫なんですか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

カードが紛失して問題ないかっていうのには、ちょっと言葉が語弊ございますが、カードをなくして直接ですね、すぐにそのカードに基づいてですね、そういう形で情報を取得することは不可能でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ほんまか。絶対ないって言えんねんな。いや、この議論するために、今言ってるわけじゃないんやけど、基本的にね、今後、銀行とかにも含めて、もう要するに、全てこのカードで本人を証明するというか、そのカードがあればいろんな、外国でも、それはいろいろあるみたいですけども、そういうのが明らかになった。あるということですよ。

今、200件、300件にしていきたいって言ったけど、じゃあ、今、予算編成してるじゃない。来年度、何件、予算って別に、この分、収入が減るのかふえるのか、別にしてね、このことで、実際来年度はどれぐらいの使用頻度、要するに、全体の、例えば1年間にここで、コンビニでできる交付する全てを、今、窓口でやってる分の何割ぐらいをそちらでできるというふうに考えているのか。ほんで、そのことによって、当然一番町としてメリットあるのは、要するに、その分、人手が少なくできるということでしょう。ただ、1人をほかへ配置するだけの効果があるのかどうかはわかりませんが、その辺はどのように考えてますか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。御存じのように、コンビニ導入するの、今年度の3月末、1カ月でございます。そして、まず1年間ですね、様子を見るということは考えております。そしてですね、大体ですね、今、カードがですね、まず普及をしなければならぬ部分がございますので、カードに関しましてはですね、平成30年からですね、健康保険関係もカードの中に普及されるということが国のほうでも決められております。その部分でですね、普及率もより今後発展していくと思っておりますので、そういう形で、カードの発行も含めてですね、カードの発行の状況にもよりますが、まず1年目にはやはり10%、15%っていう形で、少しでも多い件数を目指していきたいと思っております。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3 番

今の山口議員の関連になるかもしれないんですけど、ちょっと気になったのがですね、このカードのですね、やっぱり今までなかった印鑑証明っていうの、すごい大切なもの、これによっていろんなことができるんですけども、先ほどセキュリティー的に大丈夫っていうことは聞いたんですけど、世の中のカードはほとんどコピーができますよね。スキャニングして、全くうり二つのものができるんですけども、そういう、これは特別なスキャニングはできないようなカードに仕上がってるんですかねっていうのが1点と、暗証番号とかいいいまして、こんなのも、はっきり言うて、今の世の中、すぐに手に入るといいますか、特にお年寄りを狙った、もう全てが、ほかの部分ですよ、ほかの部分、特にインターネットでも何でもそうですけども、こういうお金絡むことは全て詐欺につながってるんですけども、特に印鑑証明ってすごく大事な部分ですので、この辺のセキュリティーは大丈夫なのかっていう、この2点、もう一度お願いします。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

印鑑証明も含めてですが、カードにつきましてはですね、特殊性のあるカードでございます。そしてですね、暗証番号4桁、住民さんが4桁を入れますが、実際に、国のほうの機関に情報をつかみにいくためには、符号というものが発信されてましてですね、その符号に関しましてはですね、私たちも含めてですね、全然わからない状況になっております。そういう形で情報の取得という形になっております。そしてですね、基本的にはマイナンバーカード、顔写真つきのものでございますので、印鑑証明も住民票も含めてですが、基本的には本人さんしかとれない形になっておりますので、その辺でセキュリティーもですね、確保されると思います。

以上でございます。

○議 長

いいですか。ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○ 7 番

本条例改正案については反対をいたします。

マイナンバーがスタートして2年がたったわけです。2年たってもですね、カードの普及は、平群町で先ほど2, 145件っていう話でしたけれども、全国的には10%行ってない、平群町も10%をちょっと超えたぐらいですね。これは、国民がですね、マイナンバーを切望というか、希望してないっていうことが言えるのではないかというふうに思っています。もちろんカードはなくても、今の住民生活していく上で、もろもろの手續に障害は基本的にはありません。

先ほども言いましたように、むしろ持ち歩く、カードですから、大体財布とかに入れると思うんですけども、そのカードを持ち歩くほうがですね、盗難や紛失の危険があると。先ほども言いましたが、マイナンバーカードというのは、マイナンバーとともにですね、生年月日や顔写真のほか、ICチップが入って、個人情報が蓄積できると、そのものに蓄積がなくなっても、それで蓄積していくということで、さまざまな個人情報が漏れいする危険、それから、極端に言えば、国がですね、個人を監視する、そういうものにも使われるリスクがあるということになります。

ほんで、先ほど答弁にもあったように、政府がどんどんどんどんですね、マイナンバーカードを使っているいろいろなできるという、利便性が高まるという宣伝をしながらですね、あらゆるものにそれを使う、利用対象を広げていこうとしているということで、今回、平群町が条例改正するものその一環だというふうに考えています。

もともとマイナンバーっていうのは、国民監視、それから徴税強化、これが国としてやりたい、特に財界から要求があったということもあってですね、それを進めてきたもので、過去には何回か潰れたことがありました。しかし、今の政権の中ですね、これが強行され、進められています。

いずれにしても、私ども日本共産党はですね、そういう監視社会につながるようなマイナンバー制度そのものに反対であります。コンビニで印鑑証明という、ある意味、わずかな利便性のためにね、住民の個人情報漏えいのリスクが高まるという、また、そういうリスクが大きくなる、問題のある本条例の一部改正には反対をいたします。

以上です。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

議案第 4 9 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、賛成の立場で討論させていただきます。

このマイナンバーカードを使つてのコンビニ交付サービスは、長年の町民の皆様のご要望でございました。平群町はそういう、発行する機械も全くなく、他町ではそういう機械も置かれておりました、土日でも発行できるという体制でありましたが、平群町でやっと開庁時以外でこのようなコンビニで住民票等々が、また印鑑登録の証明書が発行できるということは、大変喜んでくださっている住民の皆さんがたくさんいらっしゃいます。

また、今、先ほどマイナンバーカードのセキュリティーに関することもありました、それは見解の相違でございますが、国のほうが、100%完璧というものは、どのようなものもないと思います。しかし、セキュリティーをしっかりと、国が改善していつている中でのことでございますので、平群町だけがマイナンバーカードを利用しないというのは、それはちょっと本末転倒ではないかと思ひます。

そういう観点から、町民の皆様がほんとうに要望されておりましたこの案件につきましても、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 4 9 号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数であります。よつて、議案第 4 9 号 平群町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 2 2 議案第 5 0 号 平群町手数料条例の一部を改正する条例につい



て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第50号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6番

幾つか質問させていただきます。

まず、今回の、とりわけ介護事業者に対する新規指定での3万、あるいは更新手数料として、6年に一度というふうにはお聞きをしてるんですが1万1,000円と。この対象事業者ですね、平群町においては、対象事業者は幾らあるのかというのが一つね。

それと、1事業者が当然複数の事業を行っているような場合も考えられますんで、この場合は、1事業者に対して更新なり新規の手数料は1件として見るのか、それとも、そうではない場合もあるのか、その点はどうかということと、もう1点は、県下の他市町村で、今回、平群町が来年度から取ろうとしてるこの手数料ですね、もろもろについて、どういう状況になっているのか、その点、今、一応3点お聞きをしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、事業者でございます。事業者につきましても、重複されて事業を行っている事業者もありますが、全部で19になります。これは、いろんな、同じ事業者であっても、例えば居宅介護支援事業所と兼ねている事業所がグループホームであったりってところがありますので、全部で19ということでございます。内訳でいいましたら、地域密着型事業所が2事業者、2です。それから、グループホームが五つの事業者、それから、認知症対応型の通所介護が1事業者、それから、小規模多機能型が1事業者でございます。そして、居宅介護支援事業所として10事業者ということでございます。

更新の徴収になりますが、1指定という考えでございます。同じ事業者が同じ場所で二つやっていた場合、一つになるのかということでございますが、これは、指定という、指定イコール許可になりますけども、許可1件につき一つということでございます。

それから、県下でこのような手数料を取っている市町村でございますが、今

のところ、香芝市、それから奈良市、それから奈良県ということでございます。

○議 長

植田君。

○6 番

もう一度確認したいんですが、更新時期っていうのは事業所、1事業者が二つやってたとして、更新時期が違う場合、それでも1事業者として取るのか、それとも、その場合、更新時期が違うのであれば、それぞれ別に、同じ事業者であったとしても払うようになるのか、そのことが一つね。スタートするときに同じやった、同じ場合は、それは1件として見るのかとか、そこら辺、もう少し詳しく教えていただきたいのと、それと、今、県下の他市町村で行っているのは奈良市と香芝市だけだということで、2市しか行っていないと、そういう中で、平群町は今回、事業者に対してこういう新規の登録、あるいは更新に係る費用を課せるというふうにしようと思った背景にはどういうものがあるのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それと、来年度、この対象となるような更新、あるいは新規の対象となるようなところがあるのかどうか。まずその3点かな、再度御答弁も含めてお願いします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

時期が一緒であった場合、指定について、更新指定について、お金をどうするかということなんですけども、あくまで事業所で、例えば居宅介護支援事業所をされていると、それ以外でグループホームを経営されていると、こういったケースもあります。それは、一つ一つ手数料として徴収することになります。重複して取らない場合は、介護と、それから予防、要支援、その二つ一緒にされているところ、それは1件としてします。

次に、今回、手数料として取る背景でございます。これは、財政健全化計画を作成するに当たって、手数料についても改めて見直すということになりましたので、福祉課のほうでも改めて調査しましたところ、介護保険の手数料はほかでも、奈良県下では少ないですけども、他府県では町でも取っておられるところがあるということで、今回、手数料として提案させていただいたところでございます。

それから、来年度の事業所で取るところがあるのかということでございますが、1件ございました。平成30年6月30日が指定有効期間満了ということで、1件、対象となる事業者がございました。

以上です。

○議長

植田君。

○6番

今回、これを徴収する背景、健全化の中でこれをいただくということになったらしいんですが、要は、健全化する中ですね、取れるところから取っていかうというふうな話だと思うんですね。県下で、言うたら、2市しか行っていない、県は別にしてですよ、2市しか行っていない、ほかの市町村でも、知らんわけではないとは思いますが、私自身は。それはわかりません。確認をとっておりませんから。そういう中で、ただ、やっぱり今、介護の事業所っていうのはね、やっぱりかなり経営もしんどいということもお聞きをしますし、だから、この間、介護職員の処遇改善も含めて、いろんなことをしなければならぬという状況に動いてるんだと思うんですね。そういう意味で、事業所にとっても、やはり負担がふえるっていうことは、事業の面でのやっぱり影響もゼロではないとは思いますが。そういう中で、今回、こうやって来年度から平群町が新規指定、あるいは更新手数料を取るということに当たってですね、平群の事業所なんかは、事業所の意見というのは聞き取りはされておられるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

事業所の聞き取りは行っておりません。

○議長

植田君。

○6番

やっぱり当然ね、私、これは事業所の方々のね、やっぱり経営に対してですね、かなり介護事業所っていうのは大変だっていうことがあるわけですから、そこに、今回、平群がですね、更新なり新規の、新規はまだ今いらっしゃらないからわからないけれども、だけど、新たに、今やっていると、新たに事業をそこに、地域密着型でスタートしようと思えば、それはその時点で多分3万払わなあかんと思うんですね。やっぱりそういう意見っていうのはやっぱり聞いてあげるべきではなかったかなと。決まりましたので、はい、来年度からはその対象のところは払ってくださいっていうのは、余りにも私は、何ていうのかな、不誠実だなというふうには思うんですね。そういう香芝と奈良しかない、今度、平群町がつくるということで、事業所自体がですね、やっぱりもう

平群では事業所としてやっていきにくいわというようなことで撤退する状況、どうかわかりませんよ。そういう状況を生み出さないのかどうかっていう心配もあるわけなんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

財政健全化計画というところで、住民さんにも手数料についていろいろ、この後出てきますけども、一時預かりについてもいろいろ住民さんにも御負担をお願いしているところがございます。そういったところで、事業所についても一定お願いしたいというところがございます。

それと、奈良県と言いましたが、これは、地域密着は平成18年に市町村に移管されて、町が指定ということになっておりますが、ほかの特養であったり老健であったり、これはまだまだ県指定でございますので、それは県でしっかり手数料を取られているというところがございます。そういったことも総合的に考えて、やっぱり一定、事業所の方についても手数料としてお願いしたいと、このように考えているところです。

○議長

植田君。

○6番

私はね、地域密着型とか、あるいは居宅介護の支援事業所、そんな大きなところじゃないんです。大きなところは少ないと思います。グループホームにしたかって、人数が限られてますわ。大体10人までぐらいか、超えても知れると。そういう意味では、事業としてはさほど大きな事業主体ではないと、そういうところにとっては、やはり1万、2万でも大きな負担になるのではないかというふうに思うんですが、それと、県下では2市しかやってない、また、町村では初めて平群町は、言うたら、お金を取るということになるわけですからね。やっぱりここはね、私は見直してほしいと思うんですが、全く見直そうという、そういうお考えはないでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

先ほど申し上げましたように、更新につきましては6年に1回ということでございます。しかし、住民さんにも一定の御負担もお願いしているところがございます。事業所につきましても、やっぱり手数料として、町としても、やっぱりこの許認可権が県から町に移管になるということは、やっぱり事務量もふ

えてまいります。そういったところで、一定御理解をいただいて、手数料をいただきたいと、このように考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

3万円と1万1,000円の根拠は何ですかね。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

この金額の根拠でございますが、これにつきましては、奈良県、それから香芝市、奈良市にも確認をしました。香芝市、奈良市は県に合わせたということございまして、県、香芝市、奈良市に合わせた金額とさせていただきました。

○議 長

山口君。

○7 番

さっき事務手数料もかかるっておっしゃったでしょう。じゃあ、その事務手数料にかかる金額を計算して出すのが筋じゃないんですか。奈良県が幾ら取ってたから、香芝、奈良市がって、関係ないでしょう。第一、全国、ほとんどのところでやってる、奈良県、ほとんどの自治体がやってて、介護事業について、別に、これ、介護保険会計に金入るわけじゃないでしょう。一般会計に入るんでしょう。一般会計に入るんですね。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今考えているのは一般会計でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということはね、例えば、すぐそうなるかどうかわかりませんが、介護保険事業、3年前の第6期の見直しで介護報酬が減って、相当多くのところ、やめた事業所がたくさんあるわけですね、全国的にも。平群町でどれだけあるのかわかりませんが。今回、7期では、政府は介護報酬を上げるっていう方向らしいですが、細かい数字は出てませんけども。そういう中でね、今まで要らなかった、現在入ってはる人たちは更新手数料だけになりますけども、そういうふうになれば、平群町から撤退、例えば撤退した後、新しく入ってくる事業所が、

業者がないとかいう、そういう危惧もあるわけです。そういう点は全く心配してないんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

これは、手数料が新規でしたら3万、これで新規参入がないのか、更新1万1,000円取られて撤退されるのかという御心配でございますけども、事業所としては、やっぱり需要と供給のバランスというのを十分見定めた上で事業をなさっていると思います。そういう意味で、今後、高齢化に向かって需要が増す中で、撤退されることは、今のところは考えておりません。

○議長

山口君。

○7番

別に事業所って、平群町の事業者が平群町だけで介護事業をやるわけじゃないですよ。よそでもできるし、平群町だけか。平群町内にないとあかんっていうわけじゃないでしょう。申請してるでしょう。それこそ申請でしょう。そういうことやな。生駒市や三郷町の業者が平群町で介護事業してるじゃないですか。してるでしょう。平群町内の業者だけか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

地域密着型は町内の利用者しか利用できないと、こういうことでございます。

○議長

山口君。

○7番

そしたら、今度、これ、金取るのは平群町内の業者だけということやね。ますます悪いんちゃうの、町内の業者だけ。平群町で仕事するより、よそ行ったほうがええわって、もちろんそら、すぐそうはならんけどもね。でもね、どっちにしたってね、町で初めて子育て支援でようけやったわっていうのやったらいいけど、逆にね、奈良県の町村で初めてこれで金取ったわっていう、負担ふやしたわっていうのはね、さっき植田議員からもあったけど、小さい自治体が、事業所が多い中でね、やっぱりそこはね、もうちょっと、とにかく取ったらいいよ、来年1件だけで、1万1,000円入るだけでしょう。ほんで、その後、19件あって、19件全部もらったって、1年間全部更新する年があったって20万ちょっとじゃないですか。それで事務作業に見合うはずもないやろ

うし、ましてや、1件受けんののに、どれだけの人件費がかかんのかっていうふうに思うんですね。そういうふうに考えれば、何かこう隅っこ、無駄の隅をつつくのはええけどやね、住民から金取る隅をつつくのはもう本当にいかなもんかというふうに思いました、今の話聞いてて。ましてや、町内の業者ばかりって、業者を育てる観点が、逆に潰す方向でやろうとしているという、全く情けない行政やなということは、感想として述べておきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

今回の議案第50号については、反対の立場で討論させていただきます。

介護事業所の運営や、あるいはまた、介護現場で働く労働者の実態はまだまだ厳しい状況にあるわけです。その中で、県下で2市しか今回のことで手数料を取っていないと、平群町が徴収しようと考えている申請手数料は2市しか取られていないと。固定資産税も標準税率を上回る状況が継続されている中で、個人にとっても、事業者にとっても、平群町は非常に居心地のよろしくない町となってしまうということで、今回の手数料条例の一部改正については反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

この件については賛成をいたします。

例えば更新時期になりますと1万1,000円、極端に言うたら、年間2,000円弱の費用でございます。まして、これは指定管理、許可される許可権を町は18年度で取っておられます。私としては、県が18年度から応益についてはちゃんとそのように県条例で取っておられるわけでございます。私は、財政厳しい折、まして平群町の介護の施設でいろいろ、これから高齢化になる時代でございますけども、やっぱり一定の事業所としては、事業所としてね、年間2,000円弱の更新、新規は今のところないということでございますね

けども、年間2,000円弱の金額については、御理解を得られるものというふうに思います。よって、私はこの議案については賛成をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第50号 平群町手数料条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第23 議案第51号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

今、ちょっと課長のほうからも説明あったんですが、今回、町内料金での対象者の中から喪主が外されましたよね。これ、斎場が設置されて、スタートしてからずっと喪主も含めた形でやって、非常に平群町は進んだと言おうか、条例なんだなというふうに見てたんですけども、今回、町内料金の対象から喪主を外されたのは、どういう理由からでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長



喪主についてでございますが、法令その他について規定されるものではなく、葬送習慣の中で定められているものであります。場合によっては、喪主そのものを定めない場合もございます。現在の条例の規定では、誰でも喪主になれる状態でございます。町内料金の規定を受けれる状態でもありますので、今後、また指定管理者制度の導入も検討する中で、このような不確定要素については解消したいと考えております。喪主要件については、このことから撤廃したいと考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

ようわからんねんけど、だけど、喪主を入れたことで、これ、条例上、別にふぐあいではなかったわけですよ。ふぐあいと言おうか、違法な条文ではなかったわけですよ。じゃあ、もともとね、喪主を、最初に斎場を設置をして、この条例をスタートするとき、これを入れたのは、どういうところから入ったんですか。どういうところでこの喪主という形を入れはったのかなど、その説明をまずしていただけますか、そしたら。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

確認する中では、町内に住まわれた方が施設とか入られて、住所が変わられたときに対応できるような、そういうことも含めてつくられたというふうに確認しております。

○議 長

植田君。

○6 番

今、課長おっしゃったようにね、例えば長い間、平群町にお住まいになられた方、それが、さまざまな事情で町外の施設に入らなければならなくなったと、その入ったところに住所を、これもいろんな事情で移さなければならなかった。その方がお亡くなりになって、家族が平群町でいられて、平群町の子どもさんか何かわかりませんが、子どもさんが喪主としてその方を平群町でだびに付すという形になったときに、この規定でいけば、町外料金の対象になってしまうわけですよ。そうですよね。本人さんが、喪主外しちゃったから、本人さんが町外の住所を有してたら、もう町外料金になってしまうわけですよ。これってどうなんかなっていうふうに思うんです。喪主となる方は、この斎場についてはですね、住民の福祉に供する、私は施設だと思ってるわけですから、だから、

そういう意味では、町内、町外料金ってつくってはると思うんですね。ましてや喪主が町内に住んで、本人も長い間住んでいた。だけど、たまたまそういう事情で住所も移して町外施設に入ってた、入ってしまった。だけど、亡くなって、いざ、自分が長年住んだ町内の施設でもらおうと思えば、これまでの、新しい分でいけば5倍の費用が火葬料金としてかかるって。私、これ、住民の中にね、やっぱり絶対ね、「何でやねん」って声が上がってくると思うんです。それ以外にもね、言うたら、こんなことあったらあかんねんけど、大学や、あるいは仕事で一旦外に出てしまう、そのときに、住民票もいろんな事務の関係で移してしまう、だけど、ひょっとしてその先で事故に遭ってしまって、親元で、平群に住んでる親御さんが、言うたら、平群で、いろんな本人のつながりのある平群でやっぱりやろうと思ったときに、これも町外料金の対象になってしまうわけですよ、一旦出してしまったから。そういうこともあるからね、喪主って、そら、喪主っていう概念がどうなんかっていうのはあるけど、そういうこともあって、私、最初的时候に、そういう喪主という言葉を入れられたん違うのかなというふうに思うんです。非常に優しいっていうか、言うたら、喪主であるのは町民であるわけですから、利益を享受するという部分ではね、家族の方がそういう状態で利用する場合はできたと、それが今回、言うたら、それが外れてしまうということでは、非常にやっぱり、私、住民感情として「何でやねん」っていうことが出てくると思うんですが、そういう意味ではね、これ、もうちょっと慎重に考えるべき問題ではないのかなというふうに思うんですが、この点について、もう少し慎重に考えるというふうな考えはないでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、議員のほうから述べられたことも、内容的にはよくわかります。ですが、先ほど言いましたように、誰でも喪主になれるという状態もありますし、それぞれ亡くなられた方が住まわれている所在地の行政サービスを受けていただくということもありまして、町民の皆様の施設でもありますので、その辺は、わかりやすく税を使っての行政サービスということもございまして、喪主のほうを削らさしていただくということでもあります。

先ほども言いましたが、今後、指定管理者制度とかも考える中で、そういう不確定要素はなかなかちょっと難しいところもございまして、はっきりわかりやすい状態でのサービスの提供ということで提案させていただいてます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

わかりやすくていうのはわかるんです。確かに喪主だけではわかりにくいって言うのであれば、例えば親族として3親等までとかね、そういうふうにしちっと、そこを厳密にすればいいだけでね、実際、さっきから植田議員も言ってるようにね、住民にとって公平かどうかという、もちろんね、全く平群と縁もゆかりもない方を、例えば平群町の住民が誰か喪主になってって言うのは、そら、あんまりないやろうけど、あり得る可能性はあるわね。だから、そういうのをきちっとするっていう点でいえば、親族ということにしてですよ、住民を、戸籍謄本出してもらったなら、そんなの全部わかるわけだから、おかしいなと思うときはですよ。そこまではすんのかどうか、わからんけども。だから、そういうふうに、そこを厳密にすればいいんであってね、実際亡くなった人を葬儀でお見送りする、中心になってお金も全部、葬儀費も全部出す人が町内の住民やのに高く払うって言うのは、誰が考えてもちょっと不合理でしょうって言うふうに思うんですよ。施設を利用する人は誰ですかって、亡くなった人はもちろん利用してるんやろうかもわからんけども、実際にそれを取り仕切る、本来、喪主と言われる人が一番それを仕切るわけだから、町の施設を利用するのは遺族じゃないですか。だから、そこはもうちょっと厳密にしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですよ。その点はどうですか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

その辺もいろいろ検討もしましたが、利用料金も前納で先にいただいて利用していただく施設でございまして、その辺の確認がそのときにはなかなかできないということもございまして。年間の件数でございましたら、町内、200ほど御利用いただいておりますが、町外での死亡は、28年度でしたら21件ということでの件数でもございまして、1割ぐらいはそういう方がおられますんで、いろいろこちらでも検討しました結果、こういう提案さしていただいております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

葬儀の簡素化です、いろいろ進めることは理解できるんですけども、近隣の市町村、生駒市を含めて、こういうものはどのような条文になってるんでしょうか。

○ 議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

喪主という表現で施設の利用、規定を設けたところが平群町、本町だけでございます。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

気になったのが、今回、まず、喪主の話はもう出ましたけれども、2万円、10万円に変わるということなんですけども、これ、どういう根拠に基づいて、まず、そうですね、健全化計画ということなんですけども、受益者負担という観点なのでしょうか、それをお聞きします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

当然受益者負担というところの考えもありますが、当施設は収入よりも支出のほうが多く出てる施設でございまして、この金額の基本的な考え方は、県内の同レベルの、古さとかも考えまして、その辺も見まして、同程度の施設が取られてる金額に合わせさせていただいたというところでございます。

○議長

井戸君。

○3番

これをお聞きしたのは、確かに近隣と合わせるというのも重要なことなんですけども、受益者負担って考えますと、特に町外ですね、町内は置いときまして、町外が、逆に言うと、この10万円が安いのではないかと、平群の財政状況であればですね。たしか、かなり前に話し合ったときの経費が、1体当たり30万近くかかると、建設費やいろいろな維持費やら、全てそういうのを込み込みで考えると30万近くかかるという、これは聞いてたんですけども、そうならばですね、それが正しかったらですよ、町外の方、一切税金を払ってない町外の方が10万円っていうのは安いんじゃないかという考えになるんですけども、ちょっとその辺、もしこのね、究極の財政難という中で、財政再建という意味では、町外の方に平群町からお金をプレゼントする、ちょっと形はややこしいんですけども、そうなりかねないので、その辺ちょっと、町内は置いときまして、町外についてどうなってんのか。実際、本当はこれぐらいきっちりデータがあればですけども、答弁いただけるなら、一体幾らぐらいかかっていて、そのうちの幾ら分を町外の方に負担してもらおうかと考えてられるの

かを、確認も含めてお聞きします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

この施設、町外の方の御利用も少しあって、収入のほうも確保されているという施設でも、今、本町にはございまして、これを全く町外の方の御利用は願わないということでもございまして、15万とか20万円とか、そういう金額の設定もございしますが、施設の有効活用、利用促進とか、利用促進まで行かなくても、あいてるときは町外の方でも若干使ってもらったほうが施設の運営も、若干財政的なことも考えましたら、いいと思っておりますので、余り、利用が全くゼロにならないような金額ということも考えまして、近隣に合わせた10万円ということでもございまして。今の減価償却とか込みで計算した資料、今持っておりませんので、先ほど井戸議員の関係の答弁と若干ずれると思いますが、よろしくお願ひします。

○議長

井戸君。

○3番

いろんな観点もございまして、私も財政難でなければこんなことは言わないんですけども、少しでも減価償却込みで、多ければ下がるでしょうけれども、そこを少しでも町外の方は近づけていただいて、何とかペイをできればと思ったわけですけども、ぜひそこはね、慎重に、例えばこれ、10万円が12万円だったら、単純にやっぱり収入はふえるわけで、回転率高めるほうが得策なのか、ちょっとその辺、答弁いただいてないんでわからないんですけども、もう一度その辺はね、きっちり考えていただいて、30万円であれば、20万円でも結局マイナス出てますから、そういうところもきっちりね、こういうかなり、絶対必要な部分に関しては、やはり少々値段が上がっても出していただけます。

それから、基本的に、例えばほかの企業とかの利益率見てましてもそうですけども、こういう祭典や、斎場で行われる、葬儀をやられる方の金額の中に全て込み込みっていう価格が多いんですね。ここの金額が一、二万円変わったからといって、全体が変わるのかといたら、微妙なところなんですよね。そう考えると、10万円が例えば12万、15万になったからといって、葬儀費用全体がアップするかどうかは別の問題と考えるのもいいと思うんです。そういうことも踏まえてですね、財政難ということも踏まえて、先ほどもありました865万をどうやって吸収するか、そう考えた場合には、こういうところを少しで

も、また町外の方からっていうのを含めて、すべきと思うんです。そういうこともきっちり検討していただきたいということです。それを踏まえて、最後、答弁だけお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

町の第2次健全化計画ということも考える中で、町内、県下で今一番高いところが12万円、町外の利用が12万円になっております。次に10万円とかいうことでございますので、今でしたら、奈良市とかからの御利用もいただいて、その辺で、町外の利用で収入は確保されてるところでもございますので、その辺も考えてのことでございます。ちょっと質問と回答がずれてるかもわかりませんが、よろしくお願いします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

野菊の里につきましては、平成27年4月1日から生駒市との総合連携の協定をしておるわけですが、今回、この議案を議会に提案するに当たって、生駒市との協議はされたんですか。その点だけ、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

生駒市とは、協議というところではないんですが、考え方、こういうふうを考えて、議会のほうで議案として出させていただくということの分の連絡とか話はさしていただいています。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

「議長、よろしいですか」の声あり

○議 長

何でしょう。

「この件について動議を出したいと思います」の声あり

○議 長

はい、植田君、どうぞ。

○6 番

今回のこの問題、やっぱり町民の中にいろんな不公平が、私も山口議員の言ったように、不公平が生じるような中身ではないかなというふうに思います。そういう意味では、回避方法はね、喪主を削るというだけではなくて、もっとやっぱり慎重に考えるべき問題だということがありますので、この51号議案についてはですね、文教厚生委員会に付託をすることの動議を出したいと思います。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議 長

ただいま、植田君から、議案第51号は文教厚生委員会に付託するということの動議が出されました。文教厚生委員会に付託する動議を議題として採決をしたいと思います。

お諮りをいたします。

この動議のとおり、文教厚生委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、議案第51号について、文教厚生委員会に付託することの動議は否決されました。

これより討論に入ります。植田君。

○6 番

付託を否決されたことは非常に残念でございます。

この議案第51号については、反対の立場で討論させていただきます。

質疑のときにも申し上げましたけれども、長年平群町でお住いになられ、税金も納めてこられた方が、さまざまな事情で町外施設に住所も含めて移さなくてはならない状況が発生した、その先で亡くなられた場合、それまで一緒に住んでいた家族である町民の方が喪主になって町内で葬儀をしたいといったとき

に、これまでだったら町内料金で対応ができていたものが、今回の条例が通ればですね、5倍もの、言うたら、町外料金となるわけです。そういう意味では、住民の利益、福祉施策の一環としてですね、町内、町外料金が区別をされてきたわけですし、今回のことによって、かえって町民の中での不公平感が生じるということも大きく考えられるわけです。このような場合は、利益を享受することを私は当然だということですね、今回のような大幅な引き上げ、町外料金の対象となる状況をつくり得る今回の51号の議案については反対をいたします。

○議長 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

基本的に私は、この条例改正については賛成をいたします。

まず、施設は、私は喪主の方にあるものではない。施設は死亡者に、死亡されたときに当然使用されるものであって、というふうに私は認識しております。それと、いろいろよその条例も見ますと、基本的に住民基本台帳に登録されている方が、平群でも一緒でございます。平群町営斎場ではございませんか。ということは、町営で経営、運営をしてるわけでございます。よって、住民基本台帳に入っておられる方が死亡された場合の行政サービスの、私は、このことを福利厚生に寄与する施設というふうに認識をしております。よって、私はそれを、条例を今度改正されて、死亡者を基本とされた、住民基本台帳を基本とされた条例改正という認識をしておりますので、この条例改正案については賛成をいたします。

以上でございます。

○議長 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手



○議 長

挙手多数であります。よって、議案第51号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きます。

日程第24 議案第52号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。稲月君。

○5 番

1,300円を未満児で1,500円に、それから3歳以上児で1,000円から1,200円という、これだけ見ればね、200円の額という、少額やから、それぐらい負担してもらってもええやないかというようなことになるのかもしれない。しかしながら、考え方の問題でいろいろ、私は、これはだめやなというふうに思ってるんですが、第2次財政健全化計画の中でね、財源確保のために、本当に先ほどからも論議されてますけれども、重箱の隅をつつくような中での、子育て支援の部分にまで及んで引き上げを、住民負担を強いていくという、こういう中身になっているんじゃないかというふうに思っています。それを、この200円の引き上げをしてね、どれだけの財源を確保しようというふうに思っておられるのか、大体年間どれぐらいの利用者があってね、ということで、その辺の数字を教えてください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

平成28年度実績で申し上げますと、保護者負担金として、一時預かりの分でございます。210万円でございます。これが、改正することによって242万円ぐらいになると見込んでおります。

○議 長

稲月君。

○5 番

額にしてわずかな金額ですよ。それでも非常に助かると言うなら、助かるというふうに思っておられるから、こういうふうにしようというふうに考えて

はるんかなと思いますが、このわずかな金額をね、そこまでして財政再建をするというね、その意気込みを見せたいのか何なのか知らないですけども、それによってね、平群町の子育て支援を充実させた、子育てしやすい、子育てしたくなる町というね、そういうイメージをどれだけ悪くするか、若い人たちの支援をするというね、そこの大きな目的、そこが損なわれてしまうというふうに私自身は思うわけですけども、それとてんびんにかけた場合ね、どんなふうに町は考えてはりますか。実際の額のアップとね、理念の問題でね、若い人たちに与えるイメージのダウン、そこら辺でちょっとお答えください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

これにつきましては、全協のときでもいろいろ申し上げました。子育て支援というところで、平群町、頑張っているわけですが、一定、値上げということになります。この一時保育につきましては、近隣も調べた中で、一定近隣よりも、全ての近隣よりも、今回の値上げによって安いわけじゃあございませんが、一定近隣並みより若干低いっていう、そういったところでございます。

それとですね、全協のときにちょっと申し上げてなかったんですけども、減免制度が平群町ございます。これは、まず、生活保護の方は無料でございます。非課税世帯は、これ、半額になります。2人目は半額、3人目は10分の1と、こういった制度もございます。こういったところは、ほかの近隣にはないところでございます、そういったところもあわせてですね、一定、若干の値上げにはなりますが、保護者の方には御理解いただきたいと、このように思っているところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

今回ですね、一時預かりの改正、受益者負担の増額出てるんですけども、先般、第2次の行革のときに、延長保育料の見直しが出てたと思うんですけども、それはまた3月議会に出てくるということでしょうか。

「要綱」の声あり

○4 番

要綱か、それは。要綱で申しわけございません。要綱を見てなかったもので、ごめんなさい。

今の平群町の、あなたたちは出生者数を御存じでしょうか。平群町ですね、20年に127名の方が出生してたんですけども、28年ですね、86名なんですよ、86名。41名も減ってるんですよ。三郷町は15名減ってるんです。逆に、斑鳩町が11名ふえてるんですよ。だから、お金の分析、お金の表面的な問題じゃなくて、その分析をやっておられるんですか。例えば、平群町の方が、そういう子育てをするのであってもですね、勤めるところは平群町にないんですよ、大体ね。平群町にないんですよ。大阪とか、例えば生駒とか王寺に出ないと働くところがないわけでありまして。そういうことも理解、分析してですね、あなたたちは子育て支援策を、料金の改正を考えておられるのかね。私は、平群町で働くところがたくさんあれば、あなたたちの言う主張は理解できますよ。あなたが、奥さんが、例えばですよ、大阪に勤めててですね、そういうことを考えて、分析してですね、そういうことをやっておられるんですか、この料金。表面的なことは誰でもできるじゃないですか。その根底にあるものを検討しない限りですね、平群町の子どもがふえないと私思うんですけども、その辺のこと、お答えください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

出生者数が平群町は少ないっていう、今、森田議員からの御指摘でございます。出生者数が少ないっていうのは、保育園の関係だけでなく、いろんな面で合計特殊出生率が少ないっていうことも言われております。平群町におきましては、その点、奈良県下でももう少ないっていうことは以前から言われてるわけですし、それは、関係課でいろんな子育て事業をする中で、できるだけ出生率を上げていくっていうことにも取り組んでいるところでございます。今回、この一時預かりの金額の値上げにつきましては、それは、近隣並みよりもまだ低い設定でしているわけございまして、それにつきましては、やっぱり子育て支援っていうのは、まだ平群町としては今後もですね、こういうちょっと値上げはございますが、いろんな面で子育て支援策をやっていってですね、できるだけ出生率を上げていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長

森田君。

○4番

本当にね、平群町、危機的な状況ですよ、町長。本当に、これ、100名切ったらですね、全て影響してくるんですよ、教育施設の問題とか。町のですね、今、10年前に比べてですね、高齢化率が10%もふえてるじゃないですか。

そのもとが出生者数だと思うんですよ。これはほんまに、本当に根本的なことを考えない限り、表面的なお金の云々じゃなくて、例えば斑鳩町が、今申し上げたように、20年に比べて11名もふえてる、そういうことを分析されてるんですか。私は、値上げする前にきっちり分析をして、調査分析してですね、いいところは取り上げてですね、やらない限り、私は平群町のあすはないというふうに思うんです。答えられないと思うんですけども、きっちり私は分析してですね、調査して分析して、それを実行する、施策で講じるということをやらない限りですね、教育の問題、全て、町の活性化の問題、全て影響してくると思います。これは意見として申し上げておきます。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5番

先ほど、森田議員のほうから延長保育料の、要綱で改正をするという、今回、議案書を配付していただいた中に要綱改正の分がありました。それも見せていただきました。これについても、私もあわせて伺いたいと思ってるんですが、この要綱の改正については、私たちは意見を述べられないということなんですよ。

○議長

意見は結構ですよ。

○5番

意見は言えるんですか。ここで言ってもいいんですか。

○議長

意見は結構です。質疑はだめです。

○5番

議決はできないけども、意見は述べると。じゃあ、ここで言わしてもらいますけれども、この一時預かり、一時保育の料金引き上げと、やっぱり考え方は一つやというふうに思うんですよ。やっぱり子育てをどれだけ応援をしてるんかっていう、すごくバロメーターになってるというふうに思っています。特に、また、一時預かり事業についてもね、やっぱり今、正規に、正規っていうか、定数のぐあいがあるんで、そんな、いつ、どこでもこども園にね、入所できるという状況ではない。だから、そこに入れなかった子どもさんたちも含めてね、今、一時預かりで何とかしのいではる、本当は常勤で働きたいところを2日、週に3日なりに抑えたり、また、3日間は一時預かりでお願いをして、あとのところについてはほかの施設で子どもさんをお預けになって、常勤で働いてはるとかね、いろんなケースが私はあるんじゃないかというふうに思って

います。そういったね、正規のこども園での保育を、やっぱり今、補ってる施設でも、事業でもあるんじゃないかっていうふうに思うんですよね。そこの方たち、週3回預かれるのかな。それで、月、ぎりぎりのところで、毎月12回のね、保育をしてもらってはる人もいてはるやろうというふうに思ってるんです。そういう人たちにとって、その保育料が、1日にすれば200円であってもね、それが積み重なれば2,400円になってくるわけですよね。やっぱり今の若い人たちの賃金、非常に安い、非正規で働いておられる方たちも非常に多い、両親とも非正規で働いてはるとか、シングル家庭も多い中でのね、その引き上げていうのはやっぱりこたえる、生活を苦しくしていくものやと、減免制度はあるというふうにおっしゃいましたけども、それに当てはまれへん人は丸々払わなあかんわけですからね。ということで、非常に負担がかかってくるということで、これについては絶対やめてほしいというふうに思うわけです。

それと、もう1個の長時間保育の問題ですよね。長時間保育については、違う、時間外保育ですか。

#### 「延長保育」の声あり

#### ○4 番

延長保育ですか。延長保育料の問題についても、延長保育を利用される方たちっていうのは、結構常勤で働いてはって、高い保育料を払ってはるという方たちが多いわけですよね。そこに、まして、延長の保育をしてもらうこと、その料金が6倍にもなっていくということですよ。限度額が3,000円と、月ね。今、500円のところが3,000円になるということですよ。6倍に、単純に計算したら、ということですよ。そんなふうに引き上がるというふうなことが、やっぱりすごくそういう若い世帯の懐を痛めていく、それが子育ての応援にはならない、物すごい負担になっていくということは、一つは指摘できることやというふうに思っています。

もともとはね、私は、延長保育料なんて取るべきやないっていうのは、これは私の私的な考え方ですけども、と思っています。なぜかという、そういった長時間の労働、勤労者の世帯とかね、やっぱりいろんな家庭の子どもたちを保育をするというのが任務なわけですからね。本来それをするのが当たり前、そこに、ましてや、プラスで料金を取ってるというのがもともとの問題があると、それを、今回はまだ6倍にも引き上げていくっていうようなことは許せないというふうな、私は意見を持っていますので、それは述べさせていただきます。

す。

○議 長

意見でいいですか。はい、山口君。

○7 番

公債費全般にもかかわりますが、第2次健全化計画で、保育所、保育料の見直しも含めて上がって、年間、そのときはですね、こども園延長保育料等の見直しで390万円、年間、要するに、住民から巻き上げると、言葉悪いけど、住民に負担してもらおうという、390万という金額でした。今、さっきの答弁では、一時預かりについては32万円、ほんで、じゃあ、あと、延長保育は幾らなんですか。これ、保育料そのものは上げないということに、素案のときは上げることになってたけど、どっかで上げないっていうことになってましたよね。今回も出てませんし、上げないんでしょう。ということは、これは幾らになるんですか、この390万は。

○議 長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません、お時間いただきまして。ただいま、山口議員からの御質問でございます。

今回、行革の中身の中で、こども園の延長料金等の見直しということで、390万試算をしております。先ほど、いわゆる今回条例提案させていただいております一時預かりの分で、増額分、引き上げることによって増額分が32万ということでお答えを申し上げました。単純に引き算をさせていただきまして、あとの残金が、今回、早朝分ですね、今おっしゃっていただいた500円から3,000円に引き上げるということで、残ったものがその分の引き上げというふうになります。ですので、358万円が早朝料金分の増収額ということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

素案ではもっと高い金額出てたの。素案ではもっと高い金額出てたんですか。いいです。

それでね、さっき森田議員からもありましたけど、子育て支援日本一じゃなくて、奈良県一っていうことで、前も僕言いましたけど、恥ずかしくないですかっていうことはそういうことなんですよ。このね、本当にね、いや、微々たる金額とは言いませんが、そのことが積もって、もちろん財政がよくなったり

悪くなったりするということもありますから、何も小さな金だからどうのこうのとは言いませんが、ただ、その金額を、要するに徴収することで、逆にね、大きなマイナスもあるという、さっきの森田議員の質問もそれなんですよね。そこも考えてやってるんでしょうかっていうことなんですよ。そうでないとね、いつまでたっただって、もうここ十何年、ずっと財政、金がないっていう話になるわけですから、そこをどう脱却するかっていうのはもっと、それをもうちょっと全体で見るのがそやのに、多分、これ、各課から何か取れるもんあったら全部出してくれっていうことを出して、そのうち、チョイスされた分やというふうにしかならないんですよ。32万円を徴収するために、じゃあ、例えば各課で何か出さなあかんというような空気になってるんじゃないですか。そんなことがこういうふうに、全体から見れば、多くの人を考えればマイナスになるようなことをね、ちまちまと出してくるっていうことになってるんじゃないかなと思うんですよ。そこがまず僕は、もとのところが間違ってるんじゃないかというふうに思えて仕方がないんですが、そういうことじゃないんですか。これは政策推進課で答えてほしいですけども、各課にそういうふうな指示をして、何か取れる、もうちょっと財政、要するに、歳入ふやせるところがあったら出してほしいということで、こういうことが出てきてるんじゃないんですか。違うんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

行革全般のことで、ただいま山口議員のほうから御質問賜ったところでございます。

まず、今回の歳入確保の部分につきましては、一定、今、山口議員がお述べになられたように、何か出せという部分と、そういう説明ではなかったかなというふうに思うんですけども、当然各課のほうで一定、こういうふうな財政状況を踏まえて、各課のほうで一定、財源が求められるようなものがあれば、何か提案をしてくれというのは、当然各課のほうには指導はしておるようなところでございます。

確かに今回、今議会におきましても、手数料等の条例改正で、住民の皆様方の受益者負担という部分で提案させていただいております。行革の中身を見ていただきましたら、住民負担につながるもの、合計で950万程度の増収ということでございます。今、財政が厳しい厳しいというものの、950万というお金が大きい小さいかという議論ももちろんあるかと思っております。ただ、まず我々、行革担当させていただいてる課から各課のほうへのお願い、指導とい

う部分では、当然いろんな使用料であるとか手数料というのは、一定、時期が来れば一定見直しをするというふうな、やっぱり習慣づけであるとか、そういう意識を持った上で日々の業務をやっていくということがやっぱり一番大事ななというふうに思っております。

今回、そういう部分では、なかなか今まで見直しができなかった条例のようなものもございますが、見直しができなかったものについても、一定、行革の機会ということで、住民の皆様方に御負担をお願いするのは大変心苦しいところはございますけども、そういう、町としても一定見直すべきところは見直す、そういうふうな考えで、体制でやっていく、それは何かと申し上げましたら、やっぱり一定のサービスを提供していく上では、一定の負担、一定の財源っていうのが必要になってまいります。そのサービスっていうのを恒常的に継続していくためには、一定の財源っていうのが必要でございます。それを受益者の方に、大変御負担をかけることになりますけども、求めていくというのも、一つの行政としてのやり方やというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

言ってることはもっともなんですよ。ただね、行政っていうのは別に民間企業じゃないんですから、要するに、全て費用対効果で、全てですね、とんとんでいくっていうようなことじゃなくって、当然手厚くするところ、もちろん費用よりもですね、負担よりも使うほうが多い部分のほうは圧倒的に、行政ですから、多いわけですから、特に子育て奈良県ナンバーワンって宣言するんだったら、そういうところが各課から出てきたって、平群町の今の行政として一番進めなあかんところは削らないっていうのが当然じゃないですか。見直しっていうのは何も住民負担だけじゃないんですよ。住民の負担を軽くすんのも見直しなんですよ。逆に下げることだってあったっていいわけですよ。全然ないじゃないですか、それが。だから、それだったら、奈良県一なんて言わないほうがいいですって。よそより若干、上げて若干低いんだって、事前に聞いたときは、平群町が一番低いって言ったじゃない。さっきの答弁やったら、ほかにも平群より低いところあるって言ったやんか。だから、一番低いわけじゃないねやん。ほんで、平群町の地理的な環境も含めて考えなあかんっていうのが、この間、一貫して私も言ってきたことです。だから、その辺も踏まえて行政をしなければならぬのに、32万の金取るために、平群町の子育て支援って大したことないなって思われるようなことを私はやるべきではないというふうに思うわけですよ。そのことで言ったんであって、だから、もっと大きく、財政が



大変、目の前のことじゃなく、もっと大きく目標を、目標というか、計画を立てる必要があるということは強く、これはもう何回も言ってるんだけど、いつもやってくれないんで、もう1回言っときます。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

ちょっと残念なのが、今聞いてましても、必死に私たちも考えていてですね、財政健全化について、これについてはすごくね、必死に削って削って、何か人事院勧告一発でほとんど飛んでいってしまってるっていう現状がすごく悲しいんですけど、それは感想でございます。

でですね、ちょっと今のね、この預かり保育に関してですけども、やはりせっかく金額を上げるのでありましたらですね、せめてそのニーズがある方にきっちり入っていただけるような状況をつくり出すことが大事だと思うんですけども、例えばですけども、今、10月、特に後半になってきますと、待機児童もふえて、大概10月ならば9月の20日、11月なら、その月の前の10月の20日に申し込み申請が行われるわけですけども、その時点でほぼ埋まってしまうんじゃないかというところがあると思うんですね。そこをまず確認しときたいんですけども、先月の20日の時点の抽せん会で、もう全てが埋まってしまうのかどうかですよね。私のときはそうでした。去年はそうでしたけども、ことはどうなってるかわからないんですけども、そういう、ちょっとこの直近の情報を、ちょっと今ここでいただきたいっていうのと、答えをいただきたいっていうのと、それ、なぜかといいますと、前も私言ったかもしれませんが、本来、ホームページでも書いてますように、緊急のために、親が入院したとか、急に入院とか、急に不幸事があって葬式に行かなくちゃいけないっていう、本来の一時預かりの目的っていうのがあったはずなんです。それがホームページにもきっちり書かれてるわけですけども、実際、満タンですと、前の月の20日に申請しないと満タンになってる状況であれば、実際、それが一切使えなくなってる、ホームページがちょっと半分うそになっちゃってる状況になってるんですけども、それが現在どうなのかっていうところをまずお聞きしたいわけです。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

管理運営は、一時保育につきましては教育委員会が任されているといたします

か、管理をしておりますので、資料に基づきまして御報告をさせていただきますが、やはり延べの人数で申しますとですね、4月の時点では延べ122名、それがだんだんふえてきまして、8月では149名、そして10月では189名、そして11月では178名、そして、12月の申し込みにつきましては190名という数値が出ております。ほぼ満タン、満所に近い、10名に近い人数で推移をしておるといふうな状況でございます。よろしいでしょうか。

○議長

井戸君。

○3番

ありがとうございます。想定どおりというか、私もいろいろ聞いていたんですけども、なかなかそういう事象は解消できてない、これ、ひとえに10人という制限があるわけですし、ここをやっぱり、値上げするかわりに、もう少し値段を上げてでもですね、そういうニーズに応えられるようにするためにはやっぱり定員、今の定員10名を、若干でも12名にするとか、そういうのをやっぱり築いていかなければならないかとは思いますが、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、現状は、1日当たりの利用人数はおおむね10名ということになっております。今、現状は、ほぼ満所と申しますか、利用されてる、満員でございますけれども、今後の考え方につきましてですね、やはりこども園に入所できない方が、今現在、実際には3名ほど、これを利用してですね、一時預かりを利用して就労に行っておられるというのが実情でございます。今後、制度的には福祉課のほうで子育て支援ということでございますので、今後は、教育委員会といたしましても、福祉課とも相談をさせていただいて、今後の推移を見ながら、検討してまいりたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。稲月君。

○ 5 番

この議案については、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからも述べられていますように、平群町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、この中では、本当に急速な人口減少に歯どめをかけていくということ、それと若者が住める、住みたくなる町、子育てしやすい、子育てしたくなる町、こういうスローガンを掲げて進んでこられているわけです。それと、ことしの住民説明会でも、この子育て支援に力を入れてるということを力説をされていた町長の言葉を思い出すわけですが、こういったね、町の方針からすれば、もっともっと子育て応援、子育て支援の施策っていうのは充実をさせていくべきであって、後退をさせるべきではない、このことをやっぱりもっともっとアピールをさせていくためにも、今回のこういった使用料の引き上げは非常にこの施策とは矛盾をしているものと考えます。本町にとって、今、一番大事なことは、さらに子育ての支援をしていく、それをしていくために邁進をしてもらわなければならないということに、本条例改正案は、それに逆行をしていくものである、こういう立場で反対をいたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

私は賛成の立場で討論申し上げます。

今回、200円の値上げでございますが、このお金につきましても、近隣に合わせていくということを御説明あったわけですが、非常に大事なことは、生活保護者並びに非課税者については無料並びに2分の1、利用料金についてはね、この政策を変えなかった、これは私、大事にすべきやなと思います。僕もそれを大事にさせていただきたいと思います。

それと、やっぱり先ほど大浦課長のほうから言われたように、一定見直しする時期も出てくるというのも一つ、僕は大事なこと、これはやっぱり継続ということ、事業の継続もやっていかなければならないということもあって、受益者負担については一定の、利用者に認識をしていただく、御理解をいただくということも僕は大事やなというふうに思います。よって、この議案については賛成をいたします。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

私も質疑で申し上げましたように、子育て支援についてですね、きっちり分

析をしてないんじゃないかと、平群町の新生児数が100名を切ってる、この3年間、23年ぐらいから切ってるわけですね。もう本当に危機的な状況なんです。逆に、斑鳩町がふえてるんですよ。それをきっちり分析した上で、例えば3月議会にですね、分析した結果、値上げするんだったらわかるんですけども、やはりちょっと町の分析なり調査不足だということで、あえて反対させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。下中君。

○11番

議案52号については賛成の立場で討論いたします。

毎年度、多分見直しをされていると思いますが、かなり以前からずっと据え置いてこられたということもございます。その中で、第2次財政健全化計画というものが出てきまして、それにもそうするという形で今回の値上げとなっておりますけれども、先ほども賛成討論でございましたけれども、減免制度も残しつつ、また、わずかばかりの値上げであります、やはり近隣とさほども差がないということでとどまっておるということも評価をいたします。これについては、利用者については十分御理解もいただいて、御理解いただける使用料だと思いますので、本案については賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第52号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

3時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3 時 2 3 分)

再 開 (午後 3 時 4 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 2 5 議案第 5 3 号 平群町リサイクルセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第 5 3 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

このリサイクルセンター、シルバー人材センターに委託してたと思うんですけども、もう今はしていないんでしょうか。2月1日から施行ということは、普通であれば3末だったというふうに記憶してるんですけど、契約期間が、それは問題ないんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

指定管理者であるシルバー人材センターとは契約変更の協議をしております、それは協議、契約はまだ実施しておりませんが、協議については協議済みでございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

そうすると、協議してですね、いつまで契約になってるんですか。3末なんですか、2月、1月末なんですか、契約は。合意に達してるということは、違約金とか、そういうものは発生しないんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

指定管理の年度契約につきましては、年度末の3月31日でございます。この条例提案でございますように、今、リサイクル館の指定管理者のシルバーとは、そういう違約金の発生しないことでの契約変更の締結に向けて協議しているところでございます。

○議長

下中君。

○11番

一応1月末で閉めるということですねけども、全員協議会でこういうことが提案されて、いろいろと話が広がって、特に今、窓口で対応されてる方から言われますと、荷受けがどんどん来ると、廃止に向けてね。実際のところ、1月になるとなかなかリサイクルがしにくいということも考えられますが、議案としてきょう初めて出てきましたので、なかなか荷受けをストップとかいうのは難しいところだと思いますけれどね、きょう、本日審議を終えて、後、どのように荷受け等はされるのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

その分につきましては、1月といいますか、本議会でちゃんと成立しましたら、その後、今から言いますが、次のように、平群町の役場で毎月決められた日に持ち込みをしていただきますと、町のほうがそれを一時保管しまして、ごみの関係のイベント、今でしたらごみのフェスタも年1回行われてますが、それを年2回とか、場合によりましては、ほかのイベントとかでも提供するようなことを考えて、提供いただいた分はそこで、イベントで提供していくというふうに考えております。

○議長

それ、今後のことやろう。とりあえず直近の。はい、下中君。

○11番

それは閉館後の話ですけどね、今現在、倉庫が満タンになるかどうか知りませんが、やはりその辺の窓口で対応されてる方もありますのでね、これが審議が終了後、年内いっぱい引き取りますと、もう1月以降は引き取りませんとかいうようなことになるのか、それはもう、この閉館後の、後の今の取り扱いのような形でもう年明けも進んでいくのかね、その辺、ちょっときちんと説明願いたいと思いますけど。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

その分につきましては、今年度のあと、残り期間とか、来年度以降も定期的に窓口で、そういう物を持ち込みしていただいたら、次の利用者に提供できるようなことで、町のほうで保管するように考えております。

○議 長

下中君。

○11番

ということは、1月いっぱい、閉館するまでは、あそこで荷物を受けるということですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ちょっと捉え方、間違えまして、すみません。1月いっぱいまではリサイクルセンターで受けます。その物をそのまま、処分するのではなく、また次のときに利活用できるように考えております。

○議 長

窪君。

○10番

この件、今回初めて提案されました。全協でも審議されましたけれども、利用数が減少傾向にあるということではありますが、今、先にもう回答いただいたような感じですが、この利用数、やはり減少しても、今後、ゼロにそういう物が、リサイクルすべき物がゼロになるというわけではないのでね、廃止して、そのまま何もしなければ粗大ごみになって、ごみの量がまたたくさんふえるということですので、今、課長のほうから、下中議員の質問とちょっと食い違いありましたけれども、閉館後はしっかりと担当課としてそういう持ち込みの、そういうことで対応して、ごみフェスタ等々で皆さんに提供すると。このことも、私もごみ減量審議会の委員として提案させていただきましたが、これを廃止する、でも、それに対して丁寧な対応がやはり大事だと思いますので、その点、もう一度確認、毎月そういう日を決められる予定なのか、持ち込みの日を決められる予定なのかどうなのか。それで、提供は、ごみ減量フェスタ等々で皆さんに、要る方に持って帰っていただいて、あとはごみ、廃棄という形になるのか、そこら辺、今、閉館、まだしてませんからね、今後のことですがけれども、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

定期的な、毎月、仮に水曜でしたら、水曜日は役場あいてる8時半から5時15分まで、持ってきていただきました分についてはお預かりするというふうなことで考えております。

○議 長

窪君。

○10番

持ってきていただいたというんですが、今までのリサイクルセンターも大変、ちょっと申しわけない言い方なんですけど、大変利用しにくいというお声がたくさんあったんです。「とりに来てください」と言っていたとしても、「これは持って帰れません」とか、そういう物がありましたので、どんな物でも持ち込みが、我が家にとったらこれはリサイクルに使えると思っても使えない場合とか、要件がありますよね。そこら辺もきっちりと定められて、今後、閉館後の対応をされるということと受けとめてよろしいのでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

特に家具とかいうところで、また大きさとか、今までもいろいろありましたが、その辺とかもわかりやすいような表現で周知しまして、当然子ども服とか陶器類も持ち込みしていただけるように考えております。

○議 長

高幣君。

○9番

毎週ですね、うちは水曜日ですか、大型ごみ、大型の日があるんですよね。ほいで、見てますと、軽か何かで、軽トラでぐーっと、民間ですけどね、回ってこられて、それはそれでいいんですよね、減っていくことは。その中には自転車があったりっていうのも見てるんですよね。それで、これからの清掃センターとしてのね、役割はどんなふうに変えていくのか、そのあたりについてお教え願いたいです。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

清掃センターの粗大ごみの収集のあり方ですか。その分につきましては、いつからということではないんですが、かなり高齢化が今後ますます進んでいき



ますので、その収集のあり方についても考えていく時期に来ておりますので、それについてはまたいろいろ、委員会とかでまた協議のほうをお願いすることになると思います。

○議 長

高幣君。

○9 番

それはお願いなんですけどね、「これはとれません」言って、ほっとかれること、ほっとかれるっていうんですかね、そのままされるケースも多いんですよ、大型ごみの日。だから、そういう意味で、大型ごみの日はリサイクル屋さんにも、お願いですけれども、お願いするのもいいけれど、やはり清掃センターでもその責任ですね、放置したままになってしまうということがあるんですよ。そういうところについて、これから十分検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

答弁いいですか。

○9 番

いいです。

○議 長

はい、稲月君。

○5 番

このリサイクルセンターですね、これがつくられた、設置をされた理由っていうのは、ごみに出さない、ごみの減量化を図る、そのために、住民の皆さんにリサイクル意識を持ってもらいたい、もっともっとそういう拠点が要するというので、このセンターというのには、施設がつくられたのだという経緯があるんだというふうに私は理解をしてるわけなんですけども、ここには、提案理由の中に、啓発拠点としての役目が衰退しておりというふうに書かれてるわけなんですけども、せっかくあったものを衰退をさせてきたというね、非常に残念な結果なんかなっていうふうに思うわけなんですけども、結構ね、私たちは利用させてもらってました。今も、あそこでもいただいた物を大事に使っています。また、出させてもらいました。このようにね、身近なところで安心してね、その家庭で不要になった物をほかで利用していただける、それを公な機関が取り扱っていただいている、ごみの本当に減量化につながってるんやという意識、これが公なところでやってもらってるっていう安心感の中でね、本当に気軽に利用できたっていうふうに私は評価をしてるわけです。やっぱりもっともっとね、これは啓発をして、どんどん利用される施設にすべきものやというふうに今でも思

っています。だから、私は廃止をしてほしくないっていうふうに思っています。

今も各議員の中からいろんな御意見出てるわけで、今も実際リサイクルセンターに持ち込みも多いというふうに下中議員のほうからも意見がありました。このように、これをぷつんと切って、終わってしまうということには実際ならないというのがね、閉館後にどないすんのやっていう話なんかもこの中で出てるわけでね、そういう議論もされてるわけで、私は廃止に、こうやって条例をつくってまでね、廃止をしていかに、とりあえず今、次のことが十分に検討できない、場所についても、あそこは立ち退かなあかんということからね、次の場所が見つからへんということもあって廃止をするということになったと思うんでね、一旦休館にするというようなこともね、もうぜひ考えてもらえないものかというふうに思います。その辺ではいかがですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

もうこれ、平成6年から今までリサイクルセンターございまして、条例の目的も、住民の消費生活を見直し、互いに交流することにより、限りある資源を有効活用する意識の啓発、普及ということでございまして、その部分につきましては、また建物からの発信じゃなくて、イベントとか、そういうこととか、他の啓発とか、そういうことでもまた、そういう目的のために取り組んでいくというふうに考えておりました、物の提供につきましては、先ほども役場に持ち込みしていただいたら、イベントとかで他のまだ使える物をまた利用していただけるように考えておりますので、それでセンターを廃止しても、そういう資源の循環型社会の形成ということでの目的としては行けるというふうに考えております。

○議 長

稲月君。

○5 番

前のごみ減量審議会の中で当局のほうからおっしゃったことなんですが、平群町は非常に大型ごみの量が、排出量がほかと比べて多いんやというふうな発言をされてたというふうに記憶をしてるわけです。その辺のことも含めてね、今後、いろいろイベントなんかでそれは解消していきたいというふうにはおっしゃってるわけですけど、常設のこういったリサイクルを専門にする施設、費用の点でね、かかるということで廃止というふうに、提案になってるとは思うんですが、極力縮小化した形でね、お金のかからないような形でのそういうセンターの持続、さらなる検討っていうのをね、やっぱり今、中止してしまうの

はいかがなものかというふうに思っています。やっぱりごみの減量の問題で言えばね、目標達成値にはなかなか至らないという状況に今現在もあるというふうに伺っています。その問題も含めてね、今、ごみをもともと減量化するため、それから、住民の意識を高めていくためにつくった施設を廃止するというのは、非常に逆行するというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

大型ごみが多い、審議会の内容でございしますが、大型ごみといいますか、粗大ごみで回収してる分がかなり多いということで、そのときはまた水曜日、大型ごみのときに、また町内、定期的の実態調査を行いたいというふうに、そういうふうに町のほうから言うてます。その分で、本直近の水曜日、見に行きますと、可燃で出していただきたいような物も粗大ごみの水曜日のときに出されているという実態も、まだ1回だけしか行ってませんが、他の分が出てないんでまだ、そういうデータの事ではないんですが、なっております。

センターの継続ということを先ほど言われましたが、休館してしばらく様子見たらということでもございしますが、この分は、先ほども平成6年からということで、もう23年ほど経過しておりまして、それは、あることにはこしたことがない施設でございしますが、運営には町の財政的なこともございまして、第2次健全化計画でも廃止ということで、担当課のほうからそういうことで提案もさしていただいておりますので、廃止ということで考えております。

○議長

森田君。

○4番

以前ですね、一般質問か何かのときに申し上げたんですけども、私、7年か8年前に宇陀市の榛原に、宇陀市のほうでですね、NPO法人がそういうことのリサイクルのセンターをつくって、そこで市から施設を無料で借りて、光熱費等の負担をしながら運営しているという方法もあると思うんですよ。今、それをやってるかどうかわかりませんが、そこでは、簡単な補修までして、例えば家具のちょっと傷んでるところを補修までして、それを少し代金をいただいて運営していたという記憶がございしますので、議員の各位からですね、そういう存続の話も出ておりますので、そういうことも御検討いただきたい。私は、先ほど中村課長のほうからイベントで、それまで預かった物を保管して出す、仕事をふやしたらいかんのですよ、職員の方が。基本的なことは、また保管場所も要るでしょう。そんなことを意識改革しなければ、私はいけないと思います

ので、一応今、榛原で、宇陀市でやってるかどうか知りませんが、そこでやってる方、生き生きされてましたよ。生き生き働いてましたよ。少し対価をもらいながら働いておられましたので。それは意見として申し上げますので、一度、稲月議員、ほかの議員からもですね、御提案ありましたようなこともございますので、機会を見て、どうなってるか、そういう運営方法も含めて検討していただいたらどうかというふうに御提案を申し上げておきます。

○議長

ほか、ございませんか。はい、植田君。

○6番

今、いろんな議員からありました。私もこのリサイクル館は大変利用させていただきました。年間でやっぱり3,000人近い利用者というか、来館者があるわけですから、これは行政側のほうも少くない人数だというふうには認識をされていると思うんですね。そういう意味では、やはりこれがなくなるということ、粗大ごみがふえるっていうのは、もう絶対そうやっていくだろうというふうに思います。

それと、この間、やっぱりこの事業をシルバーに委託をされてたんですけども、シルバーの年齢構成もかなり高齢化してきてるんじゃないかなというふうに思うんです。というのは、一つは、大型ごみ、うちなんかは和だんすを引き取らせてもらって、大変重宝させてもらってるんですけども、そういう大型ごみはもうシルバーが引き取ってもらえないというような状況も出てきて、それはもう高齢化によるもので、引き取れない状況が生まれてきてると、そういうところなんか、物品の提供なんかの部分でも影響出てるんじゃないかなというふうに思うんですね。今すぐ、そんなん、シルバーの人たちが若返るわけでも、60代前半ぐらいの、まだ現役と変わらない人たちが、わかりませんよ、ぱっとふえるというものでもないですしね、あれなんです、やはりエコの観点、それから、ごみをこれ以上ふやさないという観点、そういうものからいけば、これ、廃止条例ではなくてね、ほんまにちょっと休館という形にさせていただいて、一時期はほかでやる場所がないかというふうなものも検討されたみたいですが、そのときは見つからなかったということなんですけれども、しかるべき場所が出てきたときには再開できるというふうなことも含めてですね、条例自体を廃止するのではなくて休止というか、休館という形で、条例自体は残すことっていうのは、これ、できないのかどうか、その点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

条例にはいろいろ、目的とか名称、所在地とかもいろいろございまして、今回のこのリサイクルセンターについてはもう廃止すると、また時代の流れとかいろいろ、町の条件的なこともまた変わってきたときに、もう一度こういう施設が必要というふうになれば、またそのときに制定するというので、今回のこのリサイクルセンターの分については廃止ということで考えております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論です。稲月君。

○5番

私は、この議案53号 リサイクルセンター設置及び管理に関する条例の廃止に対しては、反対をするという立場で討論をさせていただきます。

先ほどからも述べていますように、このリサイクルセンターの役割ってというのは、まだまだこれから大切にしていかなければならないごみの減量、住民の意識を高めていくというような啓発の拠点でもあるべき施設だというふうに認識をしていますし、ますますその役割は重要であるというふうに考えています。これの廃止によって大型ごみが増大をするという、そういった状況も考えられるところです。こういった、今、ごみをもっともっと減量させていくということが求められている、地球環境の保全をしていくという観点からも重要な事項ではないかというふうに思っております。

そういうところで、このセンターについては、条例の廃止については中止をし、休館をするというような方向も考えて、今後のあり方をさらに検討していくという方向を出していただきたいということで、私はこの条例の廃止については反対をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

リサイクル館、この廃止の条例については、私は賛成をしたい。

基本的に、物理的にですね、駅周辺整備事業でもうなくなるわけ、その場所自身が。それで、また新たに新天地を求めて、新たに見つかっておれば、いろ

んな皆さん考えてきたもの、違うと思う。やっぱり資源の循環社会の構築という事で、一定の目的を持って建てられたわけやから、基本的に、今言うたようになくなるんやから、私は一定、この条例は所在場所から皆、条例が明示してる以上、一定廃止すべき議題と思います。

今後は、循環社会の構築のために、担当課の方につきましては、課長につきまして、またひとつ、住民の皆さんの認識、エコとか循環社会のそういう資源の大切さをより一層啓発していただけるような施設ができるように、またひとつ、いろいろ御検討もしていただき、研究もしていただきたいなという要望をつけながら、この条例については賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第53号 平群町リサイクルセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第26 議案第54号 平成29年度平群町一般会計補正予算(第5号)  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第54号 提案理由説明

○議長

ここで時間延長、午後7時までといたします。

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○ 1 0 番

今回の補正予算、人事院勧告等に伴う職員給与の調整が全体に行われたものでありますが、私のほうから大きく2点、確認と質問をさせていただきます。

まず、21ページと22ページで教育振興費の予算を措置をしていただいています。この件につきましては、議会でも質問させていただき、要保護、準要保護の皆さんの就学援助費を入学準備金として前倒しの支給をということで質問させていただき、今回予算を、前倒し支給ができるように予算の措置をしていただいたというものであります。今までは、入学をされてから、6月、7月ですが、入学準備金が入ってくるということで、本当の入学準備金には当たらないものであったものが、国が改正して、平群町も率先して改正してくださったことは、大変評価をしたいと思います。

そこで、小学校では61万、中学校では85万4,000円となっておりますが、予定人数と、それからこの入学準備金の実施日、また対象者に対する周知について、再度御確認させていただきます。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、新入学準備金の対象の人数でございますけれども、この人数につきましては、29年度の実績の人数で見込んでおります。まず、平群小学校につきましては8名分、そして北小学校につきましては3名分、そして南小学校につきましては4名分という見込みを、合計15名分の見込みをさせていただいております。そして、中学校につきましては18名分の見込みで見ているところでございます。

そして、今後の周知の手法、今後の事務手続でございますけれども、1月広報並びにホームページにおきまして、改正内容の概要を掲載をさせていただきます。そして、1月の10日に発送予定でございます就学通知にですね、この申請案内のお知らせとですね、申請書を全児童・生徒に同封をさせていただきます。そして、締め切りにつきましては1月の末、1月31日までの締め切りということで提出をしていただきます。その後、所得調べ、前々年の所得調べをいたしましてですね、3月の、なるべく支払い時期の早い時期に振り込みで支給をしてまいりたいと、このように考えております。

○ 議 長

窪君。

○ 1 0 番

ありがとうございます。大変、これがあるのとないのとでは、御負担が軽減できますので、丁寧な御周知と、できるだけ3月の早い時期への徹底を、支払っていくんですか、支給をお願いをしておきたいと思います。

それから、大きくもう1点、17ページであります。母子保健事業費の未熟児養育医療費110万5,000円ですか、これ、計上されております。予備費の充用でも、最初に、午前中に副町長のほうからありましたが、これ、3人分ということのようでありまして、大変この未熟児養育医療費、前回も上がってきたかなと思うんですが、この29年度の実績人数とこの未熟児の医療費の現状ですね、それがわかればお尋ねしたい、教えていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

未熟児養育医療費の件でございます。これは、今現在、6名が御利用していただいております。金額にしまして、平成29年9月までで、6カ月の支払い実績として88万3,293円、4名分でございます。それで、2名分は未払い分となっております。補正で計上している分につきましては、この2名分の未払い分も含めて、5名分として110万5,000円の補正要求となっております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ということは、今現在、6名の方の御利用と受けとめてよろしいのでしょうか。この未熟児の養育医療費は、期間っていうのはあるのでしょうか。そこら辺、もう少し詳細を教えていただきたいと思います。それと、平群町の増加をしてる、29年度はふえているのか、そういう現状もわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

未熟児養育医療費というのは、2,000グラムを切った未熟児の方が対象ということでございます。去年は5人ですね、ことしは、先ほど4名と申し上げましたが、既に6人でございます。過去は3人といった、そういった状況でございまして、年によってふえたり減ったりっていうのがございます。ことしは既に6人で、見込みとして3人っていうことでございまして、今回補正させ



ていただいたっていうのは、今年度は多いということでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○4 番

4ページの債務負担行為のことですが、以前もですね、学校の机とか楽器とかで申し上げた、前任の教育長のほうに申し上げたんですけども、私は、こういうものをね、できるだけ町単費で、リースじゃなくてですね、買うべきだというふうに思うんですね。リースすればですね、当然金利分がついてくるわけですから、私はそういうこともですね、財政当局も本当に真剣に考えないと、平群町の財政ですね、いつになっても改善しないんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば2台のところ1台だけですね、現金で購入してですね、どんな状況になるのか、例えば現金で町で買うとですね、リースよりどれぐらい安くなるのかですね、そういう検討もするべきじゃないかなというふうに思うんです。これは意見として申し上げておきます。

先ほど窪議員からですね、要保護、準要保護のことで質問ありましたけど、これ、当然町単費ですね、町として。これも一度ですね、教育委員会で分析をしてほしいと。ほかの市町村と比べてですね、平群町が多いのか少ないのかですね。そうすることによって、平群町のどういう状況に置かれてるとというのがよくわかると思うんですね。私、これ見て、びっくりしてるんですけど、人数聞いてですね、きょう、詳しいこと申し上げませんが。小学校とあわせてですね、要保護、準要保護でですね、150名近くいらっしゃると思うんですね。これ、多いか少ないかというのは別です。困ってる人に行政は手を差し伸べるべき、それはもう当然のことだと思うんですけども、どういう状況か調べていただきたい、これ、別の機会にですね。これはお願いしておきます。

それとですね、先ほど災害復旧費のところ、専決のときにも申し上げたんですけども、この費用との関係ですね、先ほど西岡課長から御説明、午前中あったんですけども、これよりふえてくるのか減ってくるのか、ふえてることないと思うんで、これは、合意形成が地権者といただいているものだけなのか、あと、またこれからふえてくるものなのか、もう一度確認の意味で。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

災害復旧費の測量設計費の委託料の分と思います。今、合わせて10件のほう、予算計上させていただきまして、今のところ、7件確定で、ふえても10件ぐらいまでかなと思っています。これ以外に、治山の関係がまだ整理できて

おりませんので、その関係で、あと1件、数件ぐらいは出てくるかもわからないような状況になっています。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。それと、財政当局に確認しますが、基金を半分、50%取り崩しておりますんですけども、第2次行革との関係はどうなるんでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

基金の取り崩しということで、確かに御指摘のとおり、今回、5回目の補正でございますが、取り崩しの合計額ということで8,170万9,000円、残額といたしましては8,277万3,000円の残額となっております。ざっくり半分の基金を取り崩して、補正予算の財源等に充てているということでございます。今回の財政健全化計画でございますが、当然基金の充当というものも見込んだ上での健全化となっております。シミュレーションの中では、一定の時期にもう基金がほぼ底をつくということも踏まえた上でのシミュレーションということで、その辺については、あんまり好ましい話ではないんですけども、見込んだ上でのシミュレーションにはなっております。

ただ、現実論という部分で議論させていただきましたら、平群町の財政規模で、今の現時点で8,200万程度の基金やということで、非常に財政的には厳しい状況やと。十数年前に、実質収支が赤字になったときの基金残高もおおむねこれぐらいやったのかなと、ちょっとこれは私のうろ覚えな記憶なんですけども、そういうところでございます。非常に、基金という部分でいいましたら、ほぼ危険水域に達しているような状況でございますので、今後はちょっと、補正も含めてでございますが、なるべく今の現予算の中で、基金を取り崩さないような補正というのをもうちょっと心がけるといっても、もう少し強力に進めていかんのではないかというふうな認識は強く持っております。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、ちょっとわかりにくかったんですけど、29年度はそういうことも加味した財政シミュレーションになってるといふふうに理解していいんで

しょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問でございます。

行革のシミュレーションにおきましては、一定の基金の充当というのは見込んだ上でのシミュレーションになっております。

○議長

森田君。

○4番

そうじゃなくて、この8,000万を盛り込んだ数字かということをお尋ねしてるんですけども。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。お時間頂戴いたしまして、申しわけございません。

29年度、あくまでこれ、財政、今の現状での見通しでございますが、基金の取崩額につきましては、当初予算で見込んでおりました、当初、29年度予算のときに4,600万の基金の取り崩しを見込んでおりました。ほぼその額での財政シミュレーションということで、この第2次財政健全化計画のシミュレーションではそうなってございます。今回の補正におきまして、一定の取り崩しも行っておりますので、シミュレーション上は、この部分については新たな基金の取り崩しの増加分ということで、今回の補正の分につきましては、シミュレーションにはちょっと反映されてないということでございます。

○議長

山口君。

○7番

今の議論ね、途中やから、あんまり意味ないと思うんです。町のシミュレーションでは、今年度分の第2次健全化計画を実施してですね、単年度実質収支が1億1,800万の赤字になるって、こうなってるわけだから、当然、もうこの時点でこの分は全部基金取り崩さないと実質収支が赤字になるからね。当然、それで実質収支が残り1億9,500万って、こうなってるからね。こうなってるから、もう結局、途中で、何であろうと、だから、多分森田議員聞きたいのは、要するに、住民説明会で出した数字よりもより悪化してるんじゃないかという質問になんねんね、ぶっちゃけた話。そこはどうなのかっていうの

が聞きたいんだと思うんで、それはちょっと答えていただきたいと。

でね、私、聞きたいのは、基本的にこの間、今度の補正で、6月議会でしたかね、6月議会の補正で前年度繰越金、それから地方交付税が大幅にふえたことで、もともと当初予算の未確定財源3億幾ばくかをほぼ消し去ったと。ほんで、残りはですね、今回ふえた財政調整基金の繰り入れということになるわけですね。最終的に、まだ12月ですけれども、今年度は、さっき言ったようなシミュレーション立ててるけれども、それでも大分動いてるじゃないですか。だって、今度の補正以後の実質単年度収支でいえば、2億5,000万ほどの今赤字、予算上。ほんで、以前に比べて少なくなったとはいえ、不用額等出てきて、最後、決算打てばですね、いや、まだまだわかりませんよ。まだ4カ月あるからわからんけども、じゃ、2億出てきたら、赤字は1億以内におさまると、ある意味、うまくいけばとんとんの可能性もあると、そういう理解でいいのか、これが二つ目ね。

もう一つ、さっき就学援助金、全部町単費みたいなこと言ってたけど、当然、年度かわったら、国から4分の3は来るわけでしょう。そういうことですよ。そこんところはっきりしないと、全部、これ、町単で持つんかって、ただ、年度がずれるということ、そういうことでよろしいですね。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の基金の状況がどの程度財政シミュレーションに反映をということとございますが、基本的に、住民説明会等でお示しをさせていただいた財政シミュレーションでございますが、これはあくまでも28年度の決算と29年度の予算ということで、それを加味しながらのシミュレーションでございます。今回、補正予算で提案をさせていただいた中身でございますが、先ほどの森田議員の御質問とも重複をいたしますが、今回の補正部分につきましては、本日時点での上程ということでございますので、そのシミュレーションには入っていないというふうに、まずお答えを申し上げたいと思います。

それと、2点目でございますが、9月補正以降の未確定財源と繰越金等々の収入との相殺によりましての現在の財政状況、予算上での財政状況ということでございますが、基本的に今議員お述べになられましたように、現在のところで約8,170万ほどの基金の取り崩しと28年度の決算からの、決算によりまして繰越金ということで、その額が2億5,700万ほどございます。それが実質、今の状況で、今の予算ベースでいいましたら、今でほぼ、その辺の数字

を含めた上で、歳入歳出収支がとれてるような状況でございますので、おっしゃられたように単年度、実質単年度の収支ベースでいいましたら、現時点では2億5,700万の赤字にはなるやろうと。ですけども、あくまでこれは実質単年度というふうな計算でございます。その部分につきましては、予算上の、今現在の予算上の見込みとしてはそういうふうな数字になるということでございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいま御質問いただきました準要保護の補助ですね、補助は単費でやっているのかどうかという御質問でございます。

まず、この準要保護につきましては、義務教育の中で推進してるわけでございますけれども、まず、国の補助となりますのは、この制度の中でも要保護と準要保護という二つに分かれますが、この要保護につきましては生活保護世帯ということで、この方につきましては、生活保護費の中で対象にならない修学旅行でありますとか野外活動の費用、これが要保護の対象になります。ですから数件ということになります。そして、あと、準要保護につきましては、全額町単費で対象となっておりますところでございます。

先ほど森田議員からも御質問ありましたように、推移ですね、平群町の対象者が多くなってるが、推移は検証してるのかということでございますが、これにつきましては、平成22年度におきましては129名、そしてまた、26年度におきましては143名、そしてまた今年度、29年度につきましては137名と、その所帯構成が年々、卒業と同時に前後したりという推移で、ふえたり減ったりという状況でございます。この準要保護の制度と申しますのは、生活保護基準の1.3倍以下の所得の方に支給をさせていただいてるということで、近隣の市町村の状況と申しますのは、大体この生活保護基準の1.3倍以下の基準で支給しておりますので、近隣、ほとんど同じ基準で支給をさせていただいてるということでございます。生活保護基準と申しますのは、年齢割でありますとか、所帯割の人数で計算いたしまして、1カ月の最低生活費を算出して、その最低生活費の1.3倍以下の所得の方が対象となるという制度でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

先に要保護、準要保護のほうですけど、交付税算入に変わったから、国も3月支給を奨励して、早いところはもう昨年度からやってるところも多くあるわけですけども、そういう点でいえば、交付税は後から入るんですか。もう既に、前倒しでやるということを決めた段階で、国のほうでは、今年度には入ってるはずはないと思うんで、多分来年度の交付税算入で措置になんのかどうか、その点だけ、一つ。

それから、さっき大浦課長のほうから、そういう話あったんやけどね、それ一つ見たって、もう既にこのシミュレーション、動いてるわけですよ。財政って、一般質問出してるから、またそのときも言いますけど、ずっといろいろ見てきたらね、町が大変だ大変だ大変だって、こうオオカミ少年みたいなことをずっと言って、住民負担増とかいろいろやってるけど、ある意味ね、何もせんかったっていうことじゃないですよ。ある意味、そうならない部分って、いろんな要素であるわけですよ。だから、もう今年度で1億狂ってくるんだ、これ、多分ね。もちろん終わってみないとわかんないですけど、悪なる場合もありますけどね。でも、この間、ずっと財政、長い、この10年のスパンで見たって、町のシミュレーションより全部よくなってます。それは、町がいろんなことをやったからじゃない部分も含めて、何もやってないとは言いませんけども、だからね、そういうふうにな、何でもかんでも3万2,000円とか32万とかね、売りである子育て支援でそういうのを、今ちょっと話ちゃうけども、そういうのをやるのはいかがなものかと。今度のこの補正予算だけ見たって、それからだけ見たって、わかるじゃないかって思うんですよ。財政当局はね、そら、一番悪いほうで見とかなないと、そこに陥った場合、大変ですから、気持ちはわからなくないけども、いつも言うように、住民の立場に立ってやっていただきたいなということは言うておきます。

それと、もう一つ聞きたいのは、農地の災害のやつで、全部、何ていうのかな、地元負担になってますけど、これって、もちろん公費が出ない測量設計という話でしたが、これ、保険とかそんなんも一切、まさに、要するに、災害受けた本人が全部出すということになるんですか。その点、どうでしょうか。

○議長

交付税算入。政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。今、山口議員の御質問でございますが、交付税算入につきましては、毎年6月ぐらいに前年度、また当該年度の基準財政需要額、いわゆる交付税の、俗に言う、財政需要額を積算するような作業がございます。それに基づきまして、当該年度の交付税が算入されるわけですので、今回の補正につき

ましては今年度、29年度の交付税にはちょっと反映はされないので、来年度以降というか、来年度の交付税算入のそういうふうな基準財政需要額を積算するときの一つの個別算定の項目にはなろうかというふうに考えております。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

測量費なんですけども、一応補助対象外経費っていうところで、地元負担となってます。ただ、農地については、全額個人さん負担いただくんですけども、農業用施設につきましては、農道とか水利っていう場合ですんで、一定公共性があるっていうところでは、それ、地元半分、町半分っていうことになっています。あと、補助ついた補助裏の分ですね、それについても、農地については個人負担ですけども、農業用施設については町が半分負担っていうことになっています。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

先ほども出ていたんですが、要保護、準要保護の就学援助費の支給額の単価、確認の意味で教えてください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

小学校につきましては2万470円から4万600円に、そして、中学校につきましては2万3,550円から4万7,400円に引き上げが行われております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

5時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5時05分)

再 開 (午後 5時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第27 議案第55号 平成29年度平群町国民健康保険特別会計補正  
予算(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長



ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第55号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第28 議案第56号 平成29年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第56号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

人件費上がった分を委託料で減額するってということなんです。これ、委託料減額しても大丈夫ということに、当初予算で要るより、これだけ減らしても大丈夫ということで、こういう予算措置なのでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

委託料につきましては、さまざまなものが当初予算からありまして、入札を行ったものにつきましては入札差金が発生しておりますので、この33万1,000円の減額については、特に問題なく減額できるということでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決  
しました。

続きまして

日程第29 議案第57号 平成29年度平群町下水道事業特別会計補正予  
算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第57号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第30 議案第58号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第58号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第31 議案第59号 平成29年度平群町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第59号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第32 議案第60号 調停について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第60号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

これは直接調停が、町側が受けられたんですか。弁護士がかかわってるわけじゃないんですか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

相手方は弁護士が入られてますけども、町は私、町の職員のほうで対応しています。

○議 長

森田君。

○4 番

この件じゃないんですが、関連でですね、町が申立人、もしくは訴えられているような事案はこれ以外にあるんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

町が訴えられてるというものです。これは、道路管理上の話で、現在まだ係争中ということで、詳細については述べられませんので、よろしく願いいたします。

○議 長

1件。

○都市建設課長

1件です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第60号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決  
しました。

続きまして

日程第33 同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求  
めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第20号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 宮前吉男は、平成29年12月20日に任期  
満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条  
第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年12月5日提出

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴 1 2 7 0 番地の 2  
氏 名 宮前吉男  
生年月日 昭和 2 4 年 9 月 2 7 日  
以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

御承知のように、固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第 4 2 3 条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため設置された大変重要な役割を持った役職であり、任期は 3 年となっております。

現在、委員として御活躍いただいております宮前吉男氏は、平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日より固定資産評価審査委員会委員に御就任いただいておりますが、今月で 2 期目の任期満了を迎え、引き続き町の固定資産評価審査委員会委員として、これまでの経験を生かして、平群町のため御活躍いただきたいと考えております。

議員各位の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより同意第 2 0 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5 時 5 3 分)